

# 淀川水系流域委員会 第59回委員会 議事録（確定版）

日 時 平成19年 9月5日（水）  
午後 1時31分 開会  
午後 5時 2分 閉会  
場 所 大阪会館1階 A・B・Cホール

[午後 1時31分 開会]

1. 開会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第59回委員会を開催したいと思います。

まず、河川管理者でございます近畿地方整備局よりご報告がございます。よろしくお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。まず委員の異動のことで申し上げたいことがございます。座って失礼いたします。

過日、委員の橋爪委員の方から委員の辞任について申し出を受けました。橋爪委員の方からコメントを預かっておりますので、それについてご紹介させていただきます。

一身上の都合で委員を辞したいと思っております。市民と行政との新たなパートナーシップの必要性を常に主張し各地で実践をしてきた者として、淀川方式の現場に身を置くことは最大の学習の機会であり、委員への就任依頼を心から光栄に思いお引き受けいたしました。計画決定までを見届けることは人生でも大切な経験になると考えておりましたが、このような形での辞任となり残念でなりません。そういう経緯もありますので、私たちの命であり宝物である淀川流域への私の思いを委員会の現場に残しながら、委員を辞任させていただきたいと存じます。諸事情、ご了解いただければと存じます。橋爪紳也。以上です。

なお、近畿地方整備局といたしましては、橋爪委員の辞任に伴いまして委員の補充を考えたいと思っております。橋爪委員は利用・地域・まちづくり・都市計画という分野から選出させていただいております。今後、その新規委員につきましては、推薦委員会からいただきました推薦内容に従いまして、今後整備局として補充の手続を開始したいと存じます。

以上です。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

ありがとうございました。今のお話のとおり、橋爪委員の辞任に伴いまして、現在委員総数は23名ということでございます。現在12名出席しておりまして、過半数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは会議を始めたいと思っております。司会進行は委員会庶務・近藤でございます。よろしくお願いいたします。審議に入ります前に配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。

ます。

まず、配付資料でございますが、資料はお配りしました袋に入れてあります黄色の「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、「配付資料リスト」がございます。その下に右肩に番号がついてある資料で、報告資料1、審議資料1-1、1-2、審議資料2、その他資料、参考資料1、それと番号は振ってございませんが、「淀川水系河川整備計画原案 正誤表」というペーパーがございます。合わせて7点があるかと思えます。ご確認いただきまして、不足資料ございましたら庶務の方にお申し出ください。

なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」につきましては、前回の委員会であります8月29日に開催しました第58回委員会以降に委員会あてに寄せられた意見を整理しております。

続きまして、発言にあたってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、ご発言の際には必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、一般傍聴の方にも発言の時間を設けております。審議中の発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。円滑な審議にご協力をお願いいたします。また、携帯電話につきましては音の出ないように設定等をお願いいたします。

それでは、宮本委員長、よろしくようお願いいたします。

#### ○宮本委員長

皆さんこんにちは。宮本でございます。委員の皆さん方には大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。またきょうも多くの傍聴の方がお見えになっております。大変ありがとうございます。

きょうは、前回河川管理者の方から河川整備計画の原案が提示されまして、前は現状と課題ということでご説明いただいたわけでございますけども、それに対して委員の方から質問が出ております。その辺についてさらっとまず触れた後で、河川管理者の方から治水・防災に関する基本的考え方ということでご説明を願います。今回の原案、以前の基礎案と大きく考え方と異なりますか、異なっている点が治水・防災の点であります。このあたりにつきまして、基礎案と今回の原案との考え方の違いとをご説明願いたいと思います。

今回のこの委員会の議論の中で、大変大きなテーマだと思っております。きょうは、その核心の部分に一気に入っていくということでございますので、我々といたしましてもきっちりと聞かせていただきます。河川管理者の皆さん方は、いつも言っておりますけども、ぜひ説明責任を果たしていただくということでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

## 2. 報告

### 1) 前回委員会以降の会議開催経過について

#### ○宮本委員長

それでは、まず報告事項でございます。庶務からお願いいたします。

#### ○庶務 (日本能率協会総研 前原)

庶務の前原でございます。これより第58回委員会以降の会議開催経過についてご報告申し上げます。

お手元の報告資料1をご参照ください。まず、第58回委員会の報告でございます。2007年8月29日の16時半より京都のみやこめっせにて開催されました。委員会では、河川整備計画原案の説明内容と所要時間、今後の審議の進め方、淀川水系の現状と課題などについて審議がなされました。結果報告につきましては現在作成中でございます。

次に現地視察についてですが、8月31日には桂川から宇治川、琵琶湖を回るルート、9月3日には木津川を回るルートで行われました。

以上でございます。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

## 3. 審議

### 1) 前回委員会での淀川水系の現状と課題に対する質問・意見について

#### ○宮本委員長

それでは、早速審議の方に入っていきたいと思います。

1つ目でございますけれども、前回委員会で河川管理者側から淀川水系の現状と課題についてということをご説明がございました。そして、委員会側からは川上委員の方から一委員という立場でそのような報告をしていただきました。これらについて各委員から質問とか意見を事前にお出しくださいということが出ております。

これらの質問とか意見につきましては、これはこれから河川管理者がそれぞれの項目でご説明されるときに、質問についてはお答えしながら進めるというようなことで進めていきたいと思っておりますので、きょうはこのそれぞれ出されました項目について一々回答を求めるといことはいたしませんけれども、それぞれ出されました委員がおられますので、簡単にこういった趣旨で質問なり意見を出されたか、ごく簡単に結構でございますので一言ずついただければというふうに思っております。

す。

審議資料の1-1でございます。まず川崎委員につきましてはきょうご欠席でございますので、次、河田委員の方からよろしくお願いいたします。

#### ○河田委員

防災あるいは治水の件は、きょうご説明いただけるということなので、詳しくはそれをお聞きして思っておりますが、とりあえずこの前、現地視察に行っているところがあるのでまとめさせていただいたんですが。

要は、淀川というのは一級河川で国土交通省が管理しているわけですがけれども、府県管理の区間が随分あると。その辺の要するに地元の要望というのと流域全体との利益の整合性というのをどういう形でとるか、こういったことにやっぱりまとまった考え方が要るのではないかと。特に市町村というのは基本的に河川管理に何ら関与してないわけで、逆に人口増加といいますか、開発志向が必ずありますので、治水が進めば進むほど流域の開発がもっと進むというジレンマがあるわけです。その辺はやはり亀岡市にしてもいろんなところで、この市町村レベルでもうちょっときちっと淀川全体をにらんだ治水への問題を考えていただかないと、困ります。いろんなところで治水安全率が高くなると、そこが宅地に開発されるというふうなジレンマがどうも出てきます。その辺も含めて総合治水の考え方というのをもう一度反省する必要があるんじゃないかというふうに書かせていただきました。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございます。それでは澤井委員、お願いします。

#### ○澤井委員

澤井です。一番大きなポイントは、水系とか流域とかの視野で物を考えなければいけないのに、この前に出された現状の課題というのは大体直轄区間にほとんど限定されているような印象を持ちました。例えば、ダムの数とか堰の問題なんかも直轄区間のことしか書かれてないような気がしますが、実は直轄でない区間により多数のダムとか堰とかが存在しているはずなんです。そういったものに対して、やはりどういうふうにとらえていくのか、府県とどういうふうな関係を持っていくのかについての記述が欲しかったと思います。

それから、環境基準の水質の問題が書かれているときに、おおむね環境基準を満たしているとかいうような記述があるんですけども、それでよしとすべきではないと思うんですね。環境基準というのはかなり前につくられたものであって、現在はそれをクリアしているからといって安心すべきではなくて、環境基準そのものも見直すようなことへ発展していかないといけないと思います。

以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは次、田中委員、お願いします。

○田中委員

田中でございます。私は現状・課題ということで、大戸川ダムの問題を取り上げてみました。これは2005年7月に整備局から出されました「調査・検討のとりまとめ」では治水単独事業ということで、「当面実施せず」という形で発表されたのです。しかし、今回又出てきたわけなんです、委員会側が提言や意見書で申し出ておりましたように、「原則として建設しない」というのが基本の姿勢なんです。しかし整備局の基礎案では、「他に経済的に実行可能で有効な方法がない場合においてダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で妥当とされる場合に実施する」と記されているわけですが、この期間内にこれがどういう経緯で変更されてきたのか、この計画は重要な課題とっております。

それから丹生ダムについても、これだけの長い期間、しかも何度も計画変更するような大型の公共事業は社会的に認められないと思います。滋賀県側との都合によってと思いますが、また結論を先送りしてしまったということ自体大きな課題と思います。

以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、次に千代延委員、お願いします。

○千代延委員

はい、千代延です。いろいろたくさん書いてますけれども、中心的なのは「治水・防災」のところで、超過洪水対策としては今度の原案を見ても、スーパー堤防だけがあるというように思っているんですけども。スーパー堤防というのは、始まってから20年ぐらい既にたっていると思います。それで実現されたのが数%だから、数%しか進まんからスーパー堤防かと思うぐらい進みが非常に遅いと。これが完成するには数百年かかると思いますね。そういう現状で、一体その間は、ただただ進みませんというので済まされるのか。その辺のことをお尋ねしたい。

それから、もう1つ固まったものとしては、「利水」についてはそこにたくさん書いてありますけれども、渇水時の水融通というようなものは比較的簡単に採り入れられる制度だと思うんです。ことしも渇水になりそうでしたのでいろいろお尋ねしましたけれども、一向に手がつけられていません。かねがねお尋ねしておった問題ですけども、そのことを初め農業用水の関連、これも今まで何度もお尋ねしております。利水については初めての問題ではございませんけれども、その時

期が来ましたらお答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。それでは、次は本多委員、お願いします。

○本多委員

本多です。本来ここでは課題の質問ということだったので、基本的な考え方についてちょっと意見を書くのはおかしいのかもしれませんが、どうしても気になったので1つ書きました。それは計画を変更する際に、以前の基礎案では自治体や流域委員会や住民の意見を聞いた上で決定するとなっていたのが、今回は整備計画の変更を行うということになっているので、ちょっと心配しました。でも、これは河川法がありますので、河川管理者は決してそういうことをされようと思って削られたわけではないということはよくわかっているんですけども、この計画を多くの市民と一緒にやってきた以上は、皆さんが安心してこの計画を見られるように、当たり前のことであるならやっぱり書いておいていただいた方がいいのではないかと思います。

それと現状と課題のことなんですけれども、人と川とのつながりと「3. 2. 6 生物生息・生育環境」の問題なんですけど、もちろんここではそのような対策をとられるということになっているわけなんですけれども、この場合、やはり人による例えばブラックバスを放流するとかいうような問題も合わせて課題に入れておかないと、環境に対するいろんな施策だけではなくて人に対する課題も合わせてやらないと、改善がされないのではないかと思います。1つ思いました。

それと洪水の問題では、桂川で大きく方針が以前と変わったわけなんですけれども、流域委員会が今こう環境が随分変わってくる中でどう対応していくのか、いかなる洪水に対しても壊滅的被害を軽減するという提言してきたわけなんですけれども、桂川がその対策として行われようとしておられます目標が果たしてそうなのか、それとも戦後最大の洪水を流すというところに焦点を置かれているのか、ちょっとこの辺が非常にわかりにくかったように思います。

それと河川敷の利用については、何か今進めておられる上において課題や問題があるのかお聞きしたいというふうに思いましたのと、あとは河川レンジャーの課題としては仕組み上に何か課題はないか、成果上に課題はないか、人材上に問題や課題はないか、また市民との連携上に問題はないか、そのような課題も少し明らかにしていただくとわかりやすいかなというふうに思いました。

以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。次は宮本委員ということですので、私の方から簡単にご説明し

ます。

7 ページ、8 ページ、9 ページと何か非常に細かく項目を出して大変恐縮なんですけれども、決してこれは嫌がらせのために出したわけではありません。基礎案が平成16年5月8日にできまして、その基礎案でいろんな施策を実施するとか検討するというのが盛り込まれています。それはそういうことを実施して検討する。そして、それに対してモニタリングをして、チェックをして、そして流域委員会なり住民から意見が出て、それをまた修正していくと。まさに今回の原案の1ページに書いてあります「Plan、Do、Check、Action」と、このサイクルでこれからの淀川の整備計画はやっていこうというのは、私は基本的な仕組みだというふうに思っています。

そういうことからすると、3年前にできた基礎案のそれぞれの具体的の施策、実施するとか検討することに対して、それ以降、進捗状況のチェックでありますとか流域委員会からの意見、それから住民からの意見を踏まえて現在があるわけで、そういうことを踏まえた上での現状での課題は何かということ河川管理者はお示すべきではないかなと思いました。そういうことによって、基礎案以降のいろんな意見を踏まえて、そして基礎案からこういうふうに現状の課題がこうなりましたから原案はこういうふうになりましたというのが本来の姿ではないかなと私は思っていたんですけれども、原案の現状の課題を読ませてもらうと、ほとんどとていいますか、全くそういうふうな観点での現状の課題になっていないということで私は、基礎案で例えばこういうことをやりますということになっていると、ではそういうことをやりますということに対する現状の課題は一体何なんだということ河川管理者はどうとらえているんだという趣旨で、こういうふうに事細かく質問ということで出させていただきました。

したがいまして、これらについても今後のそれぞれの項目の説明の中でご説明願いたいというふうに思っております。以上です。

村上委員、どうぞ。

#### ○村上委員

村上です。基本的な考え方ところで河川の連続性、それから川が川をつくることの重要性、そういう理念は挙げられているのですけれども、残念ながら今回のダム計画の復活で見られるように河川の連続性破壊がやはり今度の案では見られます。これについては、ダムが川の連続性をいかに壊すかということのきっちりしたデータを出していただきたい。

それから、ダムをつくった場合の保全策についても出していただくということを特に要望したいというふうに思います。もちろん、この河川の連続性の重要はよくご理解してられると思います。そして、それでも治水・利水に対してやはりダムが必要だということであれば、当然のことながら



河川の環境保全についての説明をちゃんとしていただくと同時に、やはり治水・利水の重要性、必然性が納得できるような説明がないと、とてもこれは評価できる原案にはならないと思います。

それから、同じく川が川をつくるということで挙げてあるんですけども、現在の淀川のワンド再生、それからたまりの復活、これが必ずしも川が川をつくるような手法にはなっていないと私は考えます。

それに関連することなんですけれども、特定の生物の除去なり保全、それというのと川という生態系の保全は少し方向が違うところがある。このところを今後きちんと説明していただきたいというふうに思います。

それから、配付資料はいろいろと工夫されてよくわかりやすい資料になっているのですが、残念ながら情緒に訴える面が多い。やはり委員会の審議の資料としてはきちんとしたデータを出す。出せない場合でもどこで閲覧すればいいのかといった客観的な資料を出すようにしてほしいというふうに考えます。

以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

河川管理者の説明に対する委員からの質問、意見は以上でございました。恐らくこれは出されていない方もいろんな意見、ご質問があると思いますけれども、またございましたら随時出していただきたいと思います。

それでは、川上委員がご発表された内容について河川管理者の方から質問が出ております。これについてもどういう趣旨かということだけ簡単にご説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上でございます。審議資料1-2でございしますが、1つはご説明いただいた内容について、私どもも今後対策を検討する中でデータ等補強して考えていきたいと思っておりますので、川上委員の方からご説明していただいた内容について、もしよろしければそのデータ等を教えていただきたいという観点が1つ。

それから、我々が把握しております事実関係とご説明のところの関係で、少し内容が違っている点がございました点をお示しさせていただいているということでございます。

以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、この1つ目の審議事項は、こういうことで終わらせてもらいたいと思います。

2) 治水・防災（淀川・宇治川、木津川、桂川）に関する基本的考え方について

○宮本委員長

早速ですけれども、2つ目の治水・防災に関する基本的な考え方ということで、河川管理者の方からご説明願いたいと思いますけれども、河川管理者の方、心の準備はよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、いよいよこれが本当のこの委員会の核心でございますので、よろしく説明をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上でございます。それでは早速、本日は「淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について」ということをご説明をしたいと思います。今、会場の中でスクリーンに映っているのと、あと配付資料で用意させていただいております。それから、委員の方々には机上に河川整備計画の原案がございます。それに合わせてご説明をしたいというふうに考えております。

本日、ご説明申し上げますのは原案の本文では47ページの4. 3というところから66ページに至る中でのご説明をしたいと思っております。その中に猪名川の治水対策の考え方が含まれておるのですが、それについては後日、別の機会でご説明したいと考えております。

まず、きょう説明に当たりましては、一つ一つの細かいデータから入るというのではなくて、まず全体、私どもがどのように考えてきているのか、基礎案と今回の原案でどのような部分が共通であり、どういう部分が異なっているのかということをお伝えしてご理解いただくというために、本日の説明資料をご用意させていただいております。

個別の例えばダムの事業計画の詳細ということにつきましては別途説明の機会をいただいておりますので、その機会に諸元であるとかそういうことについてご説明したいと思います。

めくっていただきまして、まずは私どもの基本的な認識のところについてご説明したいと思います。原案で申しますと47ページのところから始まっておるわけですが、47ページの最初に、冒頭に10行余り簡潔に私どもの考え方を説明しておりますが、言葉足らずの面もございますので、この点についてきっちりご説明をしたいというふうに思っております。

まず、原案にも書いてありますように、整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも、被害をできるだけ小さくするという。この説明資料にもありますように、「いかなる洪水でも被害を軽減させる」ということにつきましては、この今回の原案におきましても私どもも考えているところでございます。降雨という自然現状に伴って洪水が発生しておりますので、い

つかいなる規模の洪水が発生するかわからないというふうな前提に立ちまして、「いかなる洪水でも被害を軽減させる」ということを目標としております。

まずは、それを考えるに当たりまして人命は何も言うことなく最優先で取り組むと。さらに資産も守るということも重要だと考えております。これに当たりましては、ハード、ソフトの両面においてあらゆる努力を実施していきたいというふうに考えております。

ただし、ハード、ソフトともそれぞれに限界があるというところでございます。ハードにつきましては、施設能力がやはり一定規模までの整備になるということ。それから、ソフトにつきましては、人命を最大限優先的に守りますけれども、財産まで完全に守りきれものではないということで、これにつきましては皆様もこれまでで共通認識が得られているものだと思います。

次にソフト対策のことでございますけれども、ソフト、ハード、先ほど両面あるということでございますけれども、この「ソフト対策が社会に浸透していくことが地域の被害軽減につながる」ということが重要なことであると考えております。どんな洪水が発生するかわからない中で、ソフトというものは中小の洪水の場合、大きな洪水の場合に限らず、どのような場合においてもソフトというものは重要でございますので、どのような場合においても実施すべきであるというふうに考えております。

また、一定のハード対策ができていて、ソフト対策もより効果的に機能するのではないかとこのように考えております。堤防があるということで、仮に決壊するような事態になったとしても、それまでの時間的な余裕を稼ぐということで有効な避難行動に資するという点もございまして、ソフトとハードにつきましては両輪で頑張っていく必要があるというふうに考えております。

続きましてハード対策でございます。ハード対策につきましては計画規模、これは河川整備基本方針で対象にしている規模でございますけれども、これにつきましては全国的なバランスの観点から、ここ淀川におきましてその計画規模というものを設定して整備を進めていく考えでございます。この計画規模の洪水に対しまして、私ども万全にするということを基本として持っているわけでございます。河道におきまして計画高水位、ハイウオーターレベル以下で安全に流下するという施設を整備してまいりたいと考えております。

ただし、このハードの整備が途中段階でも、この計画規模の降雨が来るとのこと、さらには超過洪水も来るとすることも考えて、河川管理者として法令に従って保証する水準を示しながら責任を持って対処してまいりたいという考えでございます。

次に、ハード対策でございますが、今申し上げましたように超過洪水についても重要でございます。当然、計画規模のものができたとしてもさらにそれを超える超過洪水が発生する可能性はあり

ますし、現在から整備途上におきましても施設の能力を超える規模の超過洪水が発生するということがございます。その被害の最小化にも取り組むということがございます。これに当たりまして、堤防決壊させないことということが理想でございまして、高規格堤防、スーパー堤防を我々整備してきているところでございます。

まずは、このハード対策に当たりましては、考え方といたしまして外力と耐力という2面から考える必要があると考えております。外力を下げるということで、降雨自身は自然現象でございますけれども、それが流域に降りまして流れ出てくる流量あるいは水位という形として我々直面するわけですが、その外力を小さくというふうな努力が必要ではないかと思っております。またその外力に対して、それに耐え得る力としての耐力を上げるということでございます。

超過洪水に対しましては、施設能力を上回るものでございますので、この既存の施設、堤防であればそれをより粘り強い形にするということできざまな工夫をとっていくということ、それから我々、この河川の施設だけでは十分にこれに対処するわけにはいきません。流域内でもその対策をとっていく必要があると考えております。ハード対策につきましては、水防災の対策事業など地域との連携の中で、地域で守るということも踏まえまして対策をとっていくということを考えているところでございます。

そういう状況の中で、今淀川の水系の現状を治水・防災の観点から見ると、全川にわたって堤防の弱い箇所がございます。現在の堤防には施設能力以下の洪水に対しても決壊するおそれがあるというところがございますので、そういうまず堤防の弱い箇所を抽出して、それに対してどのような対策をとっていくのかということが重要でございます。

それから、上流部、中流部、下流部というようなことで分けて見たときに、下流部の淀川本川におきましては、特に河口部の付近におきまして橋梁がございます。橋梁におきましては、十分な径間長とかが確保されていない等によりまして流下阻害を来しているところがございます。これが1つ課題でございます。それから、中流部におきましては、まだ河道の整備が十分にできていなくて、流下能力が十分に確保できていないという問題がございます。

これらの状況を見ますと、今現状において安全というような面で考えたときに、下流の方が先行して、中上流部の方が後回しになっているという状況が流域全体の中では現状としてとらえることができると考えております。

なお申し上げますが、現状で計画規模の降雨が降ったとしても、下流部の淀川本川におきましては計画高水位以下で流下するという現状でございます。ですから、今淀川の本川の方は、先ほど河川管理者としてハード対策の考え方として示しました計画規模の降雨が降っても計画高水位以下で

流下するということについては、現状として確保されている状況でございます。

先ほど挙げました現状の中で、堤防が弱いということがございました。先週の委員会におきましても、ここにつきましてはご説明申し上げたところですが、改めて我々の方策としてここでご説明したいと思います。

まず、我々としては堤防の補強というものを最優先で実施したいと考えております。この堤防の補強と申しますのは、計画高水位以下の流水の作用に対して万全を目指すということでございます。左に掲げておりますように、堤防の補強対策の必要な実施延長につきましては、それぞれの期間、過去4年間調査をしまいいりまして、その結果、要対策延長といたしまして左に掲げているような箇所が浮かび上がっているところでございます。

また対策工法といたしましては、ここに一例を挙げておりますけれども、浸透対策といたしまして堤防の断面を拡大し、その中の構成材料を難透水性の材料を用いるなど、浸透に対して強い形とする。それからさらには、堤防が堤内地の方に浸透したときの水はけがよくなるような排水能力を高めるためのドレーン工、こういうものを基本的なツールとして考えて、浸透対策をとっていくことと考えております。

また、侵食対策につきましても流水の、流速の作用によって堤防が削られることに対して、耐力を持つというような形で進めていくことを考えているところでございます。これにつきましては、これまでも実施してきておりますし、今後この整備計画の期間内におきましても実施していく所存でございます。

一方、これに加えて堤防強化、これは超過洪水、例えば堤防を乗り越えるような超過洪水も含めまして堤防強化の取り組みを継続的に実施してまいりたいというふうに考えております。超過洪水ということで計画規模あるいは施設能力を上回る超過洪水もございしますが、それ以外にも川の中で何らかの不測の外力が発生する可能性もございします。そういうことに対しても被害の軽減を目指していきたいというふうに考えております。このためには、粘り強い堤防ということで今より少しでもよくなるということを目指して考えるべきだと考えておりますが、現状においては万全というふうな対策がわかっているものはございません。万全と言えるものはすべてに通じて言えるわけではございませんけれども、少しでもよくなるというような考え方を導入して考えることが必要だと思います。

これに対しまして、我々の方はさまざまな工夫を行いながら対策を実施してまいります。先ほどの堤防補強を実施していることにつきましても、同様に堤防を扱うわけでございますので、その堤防補強する中で粘り強い堤防の要素的なものをつけ加えるということもできると考えております。

ただし、現状におきましては万全と言えないというものも一つには、これをどのような工法でどの程度実施すればどのくらいの効果があるかということについての定量的な評価というものが定まっておられません。我々河川管理者といたしましては、このような対策を実施するに当たりまして、費用、時期等をどれだけ見込むべきかということが現時点では確定できない状況でございます。少しでも効果が上がるように対策を実施しておりますので、その効果がどれくらいあるかを検証しながら、この対策技術の向上、評価手法の構築に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

次、上下流・本支川間のバランスに基づく治水対策でございます。これにつきましては、これまでの基礎案と異なるところでございます。平成16年5月に我々が作成いたしました基礎案におきましては、大きくは浸水被害の低減というような形で記述がなされているわけございまして、当然、上流と下流との、上流の改修による下流への影響ということは考慮されているわけでございますが、今回はより明確にこの上下流・本支川間のバランスというものを意識いたしまして、この原案の中に盛り込んでいるところでございます。

ここに書いてありますように、「整備途上のいかなる段階においても、淀川本川は計画規模の降雨に対して計画高水位以下で安全に流下」させるという考え方でございます。後ほどご説明いたしますが、中上流部の方が整備がおくれているという現状を見たときに、この流下能力の向上を何とか図りたいというふうに考えているわけでございます。現状を見ますと戦後最大の洪水に対しても十分な状況ではないということで、最終的には、より計画規模を目指してやることでございますけれども、せめてこの整備期間内の中では戦後最大洪水までは完全に河道の中で対処できるようなことを考えていきたいというふうに考えております。

ただし、この中上流の改修が下流に負担をかけないよう、その分、上流からの流量を低減させるという意味で、上流で洪水調節を考えるとということも今回の原案に盛り込んでいるところでございます。中上流がおくれておりまして、このままでは放置できないという現状がございますので、それを我々で考えたいというふうに思っております。基礎案の作成時点におきましては、中上流で対策をとると下流に影響を与えるということで、下流におけます安全性が十分に確保されていないということで、極力中上流部の改修をしないという形で記述されているところでございますが、先ほどの堤防補強を実施するに当たりまして、堤防の安全性を評価し、この4年間の調査を見て、おおむね5年間で淀川の本川におけます堤防補強はある程度終了することの見込みが立つということでございます。どれだけの時間・費用がかかるかということの確認がとれました。そういう状況の中でこの中上流部を考えていくということが今回の原案の特徴でございます。

この本支川・上下流のバランスにつきましての考え方、これにつきましてお手元の資料には間に合わなくてスクリーンでの表示になっております。ここには4つほど項目を記述しております。これは学識経験者や流域の2府4県の知事が委員として参加していただきました社会資本整備審議会の河川整備検討小委員会の中で議論されまして、共通認識として成ったものをここに一部掲載させていただきます。

1つ目の丸でございますが、まず読み上げますと、一部地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要。2つ目、上流の流下能力を増大させることにより人為的に下流有堤部の負荷が増すことから、下流においては洪水を安全に流下させるために所要の流下能力を確保する。3つ目の丸、計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、下流のより堤防の高い区間における過度な流量の集中を回避し被害をできるだけ軽減させるため河道や沿川の状態、氾濫形態等を踏まえ必要な対策を実施。4つ目の丸、本支川及び上下流間バランス、自然条件や社会条件を考慮し、狭窄部などの整備手順を明確にした上で水系一貫した河川整備を実施ということでございます。

この共通認識に従って、先ほどご説明いたしました上下流バランスにつきましても我々取り組んでいるところでございまして、2つ目の丸という点からは、その計画規模の降雨が降った場合にも下流においては計画高水位以下で流すということを具体的な考え方として持っております。それから1つ目の丸につきましては、中上流部の状況が現在非常におくれているという状況でございますので、中上流部の状況をそのまま放置しておくことができないというこふうに考えているのは、この観点から得られているところでございます。あとは超過洪水のところはご説明したとおりでございます。

これが全体的な今回の原案の中を流れている私どもの考え方でございます。これを今から、より原案の中身のところについて詳細な説明をさせていただきたいと思っております。それでは、まず章番号をふっております4.3.1のところでございます。以前この4.3.1の危機管理体制の構築につきましては、基礎案についても記述されているところではございますけれども、洪水の分野に書かれておりました。ただし、この危機管理体制の構築というものにつきましては、高潮、津波等についても重要なことですので、まず一番初めのところに4.3.1として危機管理体制の構築というものを位置づけさせていただいております。

この中では、洪水・高潮被害の減災に向けてということで、水害に強い地域づくり協議会というもの、首長会議、行政のWG、住民会議等を構成要素といたしまして、自助・共助・公助というものの観点で取り組んでいきたいと考えております。次のスライドにもございますように、もう既

にこれは実施しております、京都府地域におきましてここに掲げておりますような内容をこれまで実施してきておりますし、今後ともこれの充実を図ってまいりたいと思います。

特に、平成16年におきましては新潟地域におきまして豪雨がございましたし、近畿地方につきましても台風23号の被害があり、避難情報の基準というものの重要性ということもございました。これにつきましては、市町村の方でも頑張ってくださいということで、河川管理者として連携していくということが重要なテーマとなったわけでございます、そういうことを具体的に対処していくために、この水害に強い地域づくり協議会という中でその取り組みを進めてまいりたいということでございます。

それから、私どもCCTVカメラ等で河川の現状を画像として持っているわけございまして、これをケーブルテレビであるとかそういうことでリアルタイムの情報を見ることによって、より現状として起こっている事象を把握していただくということで避難行動に生かしていただくなどの取り組み、あるいは地域のコミュニティーのメディアと連携をしながら実施する、さらには水防拠点であるとか、さらなる地域の水防活動、みんなで守る、地域で守るといった活動を支援していくというふうな危機管理体制の構築に取り組んでいるところでございます。

その次にまいりまして、先ほどもご説明いたしました堤防の補強のことで若干繰り返しになりますが、今後当面実施していく内容についてご説明したいと思います。原案におきましては、52ページのところから58ページのところでその内容を説明しております。特に54ページ以降につきましては、今の淀川の置かれている現状といたしまして、堤防の安全性評価の評価結果につきましてお示ししているところでございます。

ここにお示しておりますように、これまでの堤防の構造物というのが現時点において求められる所要の施設能力を保持していないということで、これにつきまして堤防補強が重要だというふうに考えております。点検の結果112.5kmの堤防におきまして安全性が不足しているということで、対策済みを除いて、今後85kmの堤防補強が必要であるというふうに考えているところでございます。先ほど浸透対策につきましてはご説明いたしましたが、浸食対策につきましては、大型の連節ブロックの上に覆土をするような形で流速に対して対処するというのを対策工法として考えているところでございます。

その次のページでございますが、堤防の補強の対策期間と費用でございます。私ども実施するときどれぐらいの期間と費用をかけてやるのかということもご参考の資料になりますので、現時点で考えている内容としてここにお示しております。先ほどお示いたしました要対策延長ごとにどれぐらいの期間をかけてどれぐらいを実施するのかということでございます。まず、私どもやは



り下流の方から安全を確保するという事で、淀川本川の下流部20.2km分につきましては、おおむね5カ年程度で126億円の費用を投入して対処してまいりたいというふうに考えております。これはピンク色で表示してあるところでございますが、これを実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、それぞれの中流部におきましても、その優先的な箇所、とにかく危険な箇所等を抽出いたしまして、優先的に実施すべきところを決めて対処してまいりたいと思います。その考え方ににつきましては原案52、53ページの方に書いてありますが、ここでは割愛させていただきますが、私どもといたしまして優先性を考慮して順次対処してまいりたいということでございます。このおおむね30年間というのを考えたときに、全体で淀川水系の堤防補強を終了させることができるということで、総費用761億円かかるという見積もりでございます。

それから次に、ここからは先ほどお示しいたしました上下流・本支川間バランスに基づく治水対策のところでございます。先ほど申し上げましたように、このところが基礎案と今回の原案において大きく異なる今回追加したところでございます。本文におきましては59ページから66ページのところに書いておりますが、今回、本日の説明資料におきましては、本文の方には実施する内容を記述しておりますが、きょうの説明資料では、なぜその実施する内容が必要なのかということ、現状の分析結果を踏まえましてそのような考えに至ったということをご理解いただくためにご用意させていただいたところでございます。

非常に小さい図で申しわけないですが、まずこの図の内容について若干説明したいと思います。前回のときにもお示しましたが、これはまず上半分と下半分で、上半分が右岸側、下半分が左岸側の状況を示しております。図の左側が下流部、右側が上流部になります。このページにおきましては、淀川本川の流下能力図ということで示しておりますが、ちょうど河口部の地点から三川合流部の地点までの範囲をカバーした図でございます。この中に、横軸は距離が目盛りとなっておりますが、緑のラインが入っております。このラインの中に入っておりますのは、これが流下能力でございます。

下流の方からずっと右岸側を見ていただきますと、一時下がって丸がしてあるところで最小流下能力ということで、7km55m地点におきまして1万500m<sup>3</sup>/sという状況になっています。ここで計画高水流量は1万2,000m<sup>3</sup>/sでありますので、それを下回っているという状況でございます。幾つか少ない箇所がございますけれども、淀川におきましては、現状におきましては、この最小流下能力は1万500m<sup>3</sup>/sという状況でございます。もう少し上流側を見ていただきますと、この緑のラインはやや右肩上がりになりまして、1万2,000m<sup>3</sup>/sを超えて流下能力を持っているという

状況、そういう状況をお示ししている図でございます。

緑のラインの下に青い一点鎖線のラインが引いてありまして、左側に $8,100\text{m}^3/\text{s}$ というふうに表示しております。これは何かと申しますと、これは一つの目安として考えているわけですが、昭和28年6月の台風13号、これは戦後の最大洪水でございますが、それが現状において同じように降った場合に淀川の下流部でどれぐらいの流量が流れてくるのかということをお示したところでございます。ですから現在、 $1万500\text{m}^3/\text{s}$ の最小流下能力よりも、この $8,100$ というのは低いわけでございますので、戦後最大洪水につきましては、今、淀川におきましては流下させることが可能であるというふうな評価になっております。

一方で、その流下能力の上と下にピンク色と紺色のラインがかいてある被害額と浸水面積というものをあらわしたものがございます。これは下にアンダーラインを引いてありますが、先ほど申し上げました戦後最大の洪水であります昭和28年の台風13号、これの2倍の降雨が仮に振ってきた場合に、もし各地点におきまして堤防の決壊が起きたならばどのような被害が出るかということを書いたものでございます。例えば、下側になりますけれども、下側というのは淀川の左岸になりますが、淀川の左岸の8kmから9km地点のところでございますが、ここでピンク色のラインが下の方に落ち込んでいるところがございます。つまりは、これはこの地点におきまして仮に破堤が起こったならば被害額が最高になるということでございます。このときの被害額というものを算定いたしましたら、約18兆円になるということでございます。この目盛りを縦目盛り、下向けになっておりますが、億円単位でございますので、今申し上げたように最大19兆円の被害が出る可能性があるということでもあります。

浸水面積につきましては、もう少し上流の11km地点のところ仮に破堤したならば浸水面積が最大になるということをお示ししているものでございます。淀川左岸側で切れますと、その氾濫水は大阪の中心部の方に流れ込んで、これだけの被害がなされるというわけでございます。右岸側の方を見ますと、9km地点のところはほぼゼロになっているところでございますが、これは全くゼロではなくて、億円単位、兆円単位でやっておりますと非常に小さく見えておりますが、ちょうどここには浄水場等がございます、背後地も高くなっておりますので、ここでの被害というのは、ある1点の破堤だけ見ると小さくなっているということでございます。

ずっと順次上流の方に上がっていきますと、27km地点あたりから左岸におきましては被害額、浸水面積等も少なくなっております。ちょうどこれは枚方地点から上流のところでございますが、浸水するエリアが限定的になっているということございまして、浸水による被害額も少なくなっております。これも目盛り上このようになっておりますけれども、ここにつきましてもそれ相当の被

害が出ているわけですが、大阪の被害に比べますと相対的に低いという形になっております。これをお示ししたものでございます。ここで見ますと戦後最大洪水は安全に流すということは先ほど申し上げたとおりでございます。

次にまいりたいと思います。次は宇治川でございます。宇治川についてもこの表の見方につきましては先ほどと同じでございますが、三川合流部から上流の方にずっと、図で申しますと左側から右側の方に流下能力を示しているところでございます。最小流下能力に相当するところは現在、宇治の塔の島の地点でございます。ここにおきましては現在 $850\text{m}^3/\text{s}$  というものが最小流下能力ということでございまして、現在 $850\text{m}^3/\text{s}$  しか流せないという状況になっている状況でございます。ここが戦後最大の洪水が流れてきた場合には、このライン、この青い一点鎖線でございますと $1,100\text{m}^3/\text{s}$  でございますので、その $1,100\text{m}^3/\text{s}$  を安全に流下させることができないということでございますので、この地点におきましては何らかの対策が必要ではないかと考えているところでございます。

次に参ります。次は桂川の現況の流下能力図でございます。同様にこれは左川が三川合流部で、順次、大下津地区、嵐山地区ということで、保津峡の出口のところまで流下能力を掲載させていただいているところでございます。ここにつきまして顕著なのは、現在の流下能力というものが、戦後最大の洪水のときの流量に比べて大きく下がっているということでございます。図には、その部分を青色のハッチで掲示させていただいているところですが、こういった流下能力不足の地区が広範囲にわたって存在しているというところでございます。これが大下津から上流の久我橋の周辺地域までずっと続いておまして、さらには新久世橋のところまで流下能力不足が上下流にわたってあるということでございます。

それから、右上の方でございますけれども、嵐山のところにおきましても流下能力が低いという状況もこの図からわかるところでございます。なお、氾濫の被害額、浸水面積が、大下津、久我橋周辺につきましておおむね一緒になっておりますのは、昭和28年の台風13号の2倍の降雨を實際しますと、氾濫の面積はほぼ同一のような状態になってしまいますので、被害額、浸水面積ともほぼ同じぐらいになってしまっているという状況でございます。

次に、今の地区につきまして、先日もご説明いたしましたが、平成16年の台風23号におきましては、この地区におきまして、計画高水位、ハイウオーターレベルを上回るような実績の洪水がありました。かろうじて何とか持ちこたえて、ここにおきましての破堤は免れたわけでございますけれども、このような状況に至ったときに今後とも破堤があり得ないというふうなことではございません。そういうような面で非常にここについての何らかの対策が必要ではないかと考えているとこ

ろでございます。同様に嵐山の地区においても計画高水位を超えたという現状がございます。

その次でございますが、もし仮に今戦後最大の実績降雨が降ったならばどうかということでございます。先ほど流下能力図にあわせてお示したのは昭和28年9月の洪水の2倍の雨が降ったということを想定したときでございます。これは2倍ではなくてそのままの洪水が再来した場合どのようになるのかということをお示したものでございます。これは仮にここの地点で破堤をしたらということで、仮に置いたケースでございますが、例えば右岸側で見ますと4.8km地点で仮に堤防が破堤をしましたら、浸水面積にして930ha、浸水家屋は約1万800戸にも及ぶということでございます。この実績洪水に対して現在は十分に守られている状況ではないということでございます。そういう現状をご認識いただきたいというふうに考えております。

次、嵐山につきましても、ちょうど嵐山の渡月橋を挟んだ上下流部の左右岸、右岸は中之島、左岸側には幾つか商店等があるところがございますけれども、そこにおきまして、もし同様に昭和28年の洪水が再来したならばどの程度浸水するのかということが、この青いハッチで示してあるところがございます。浸水面積は地形の関係上、個々のところで限定的になって、大きく拡散するような状況ではございませんが、浸水が起きる可能性があるということでございます。

その次、木津川に進みたいと思います。木津川も同様に三川合流部のところから上流にわたって三重県の上野地区までの範囲をこの中で示しております。ここにおきましても幾つかの流下能力が不足しているところがございます。まずは、下流側の方で申しますと八幡地区におきまして流下能力が前後最大洪水を流し切るには不足しているという地点がございます。それから、恭仁大橋から上流の部分につきましても同様に流下能力が不足している点が点在しているところがございます。それから、島ヶ原の地域、上野地区におきましても同様に流下能力が不足している地域がございます。

この恭仁大橋のところにつきましても流下能力が不足しているということにつきましては同様でございますけれども、背後地の状況等も勘案する必要があるということで、一つ一つの地点を勘案いたしました。現時点では、宅地等が存在している地区の地盤高が高いということもございますので、今後、その流下能力不足以外にも地域の事情等を考えてみたときには、ここにつきましては、実際の対策につきましては、いずれ何らかの対策が必要だと思っておりますが、当面对策を急がないでもいいのではないかと考えているところがございます。

それから、木津川の下流の八幡地区で、先ほどと同様に28年の9月に起きました台風13号と同じ降雨実績が降った場合に、現状においてどのようになるのかというところを想定したものがこの図でございます。木津川右岸側2kmのところ仮に破堤したとしたならば、約1,610ha、約2,620戸の

浸水家屋が生じてしまう可能性があるということを示したものでございます。

木津川の上流にまいりまして、これは上野地区の状況を示しております。上野地区におきまして同様にここに示しておりますが、上野遊水地を整備しようとする地区でございますけれども、ここにおきましても同様に上野地区で氾濫した場合はどのようになるのか。この上の色がついているところでございますけれども、遊水地のところは水色で守られている状況になりますが、上野地区におきましては、このような氾濫があるということです。現在まだ上野遊水地は整備されておられませんので、これは上野地区上流の方の服部川・柘植川が合流する地点を中心に見ていただきたいと思いますが、仮にここで同様に戦後最大の洪水が再来した場合にはこのような被害が出るということでございます。

それから、次にまいりたいと思います。次は名張川のところでございます。名張川におきましては、宇陀川との合流点のところでちょうど名張市の市街地のところでございますけれども、最小流下能力が存在しておりまして、戦後最大洪水を安全に流すことができないという状況でございます。それから、24kmから25kmの地点におきましても同じように流下能力が不足しているわけでございますが、背後地等の状況を勘案いたしまして、対策については急がないというふうに考えているところでございます。

その次に、今の名張市街地におきまして戦後最大洪水が再来した場合にはどのような被害が生じるかというのを示したものでございまして、浸水面積は約85haで、浸水家屋は1,000戸余りとなるというふうな状況でございます。

その次、瀬田川あるいは琵琶湖のところでございますが、まず右側の琵琶湖の図から見ていただきたいと思います。これは琵琶湖でこれまでの既往の被害を受けました明治29年のときの災害が今現時点で起こったならばどういふふうになるのかということでございます。浸水想定区域は約1万8,000ha、浸水家屋は、床下・床上合わせますと3万戸強、それから影響を受ける人につきましては10万5,000人、概算被害額につきましては約2,400億円ということが想定されているところでございます。このような状況につきましても、今後こういうふうな被害が起こったときのための被害の最小化ということに取り組んでいく状況でございます。

琵琶湖の水位を下げる手段といたしましては、瀬田川からの放流しかございません。一方、瀬田川におきましては下流の流量増というのを抑えるために現在、洗堰で全閉を含む操作を実施しているところでございますけれども、その地点におきましては琵琶湖の方の水位が上昇するという状況になります。そのためにも、下流の安全が確保された時点で琵琶湖からの後期放流ということを早急に実施して琵琶湖の浸水被害を短縮する、あるいは琵琶湖の水位が上昇する場合の上昇速度を抑

えるといった取り組みが必要だと考えておきまして、琵琶湖の後期放流対応は早急に対処していきたいというふうに考えているところでございます。琵琶湖の後期放流は、瀬田川・宇治川におきまして $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を流すことも考えておりますが、現時点におきましては、この瀬田川の最小流下能力は鹿跳付近で $850\text{m}^3/\text{s}$ というところでございますので、ここについても何らかの対策を実施していきたいということをお示しいたしました。

現在、仮に一つの目安として戦後最大洪水と見たときの被害の想定であるとか、流下能力が不足しているということを現状として分析した結果をお示しいたしたところですが、今申し上げた箇所につきまして何らかの対処をしていくことを考えております。ここにお示ししている黄色でフラッグを立てているところ、ここにつきまして我々対処を考えていく必要があるのではないかと考えております。特に、これを見ていただきますと中上流部に流下能力の低いところがあります。もし戦後最大洪水がもう一度来た場合には、ここにおきまして被害が想定されるわけでございますので、この状況を放置することとはしないというふうに考えているところでございます。

次以降、各地点におきましてどのような対策をとるのかということですが、これは個別の事業計画ではまた細かくご説明することも含まれておりますが、簡単にご説明したいと思います。この亀岡地区におきましては、流下能力が不足しているということがございまして、戦後最大洪水を流すためには、今、京都府の方でお考えになられている河道改修計画、これを我々も参考にさせていただきまして、今後この地区が狭窄部の上流に位置しているということ、現在、霞堤というものがございまして、その遊水効果ということがあるということ、ただし平成16年にもございましたように、現実として被害が出ているということを勘案いたしまして、整備局といたしましても河川管理者である京都府と調整をしまして、この対策について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、嵐山の地区でございますが、嵐山につきましては流下能力というものだけでは判断できない要素もございまして、ここは有数の観光地になっておきまして、渡月橋というものがそのシンボルとして嵐山の地区で川にかかっているわけでございますが、今後対策をしていくときになりますと、この渡月橋にどのような影響があるのかと、あるいは全体的な景観にどのような影響があるのか、それからこの周辺にございまして堰との関係がどうなるのか、それから右岸側にあります中之島に影響はないのか、こういうものを景観あるいは親水性等の観点からどのようにするのかということも考慮して、対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、桂川を下りまして、次に大下津地区から久我橋、久世橋付近のところでございますが、現在ここにおきましては引堤事業ということで河道の拡幅事業をしているところでございまして、

引堤につきましては今継続実施をしているわけですが、現堤というものも現時点では残されている状況でございます。この現堤というものを撤去して河道を拡幅すれば流下能力が上がるということでございますし、それでもなお戦後最大洪水に対して対処しようとすると、ここににつきましては上下流の区間にわたって水位を下げるために掘削を実施するということでございます。この地点だけの掘削を実施するのではなくて、先ほど流下能力不足というふうにお示した地点にわたりまして上下流方向の掘削ということに対処することが、この水位を下げる方策ではないかというふうを考えているところでございます。

それから瀬田川におきまして、これは洗堰の下流部のところ、それから鹿跳のところでございますけれども、鹿跳溪谷につきましては流下能力を上げるということでございまして、瀬田川の下流部、洗堰下流部におきましては掘削を継続するとともに、鹿跳溪谷のときにつきましてはその景観、自然環境の保全、親水性の観点を重視して、ここにございましてバイパスの可能性も探って対策を検討してまいりたいというふうを考えているところでございます。

それから、琵琶湖の後期放流の、先ほどの瀬田川に続きまして天ヶ瀬ダムにおきましても、琵琶湖の浸水被害を早期に低減させる観点から、後期放流対応を早急に実施してまいりたいと考えております。天ヶ瀬ダムにつきましては現在放流能力が $900\text{m}^3/\text{s}$  ということでございますけれども、後期放流に対応するために $1,500\text{m}^3/\text{s}$  の増強を考えているところでございます。天ヶ瀬ダムにおきましては、現時点ではその能力を保持しておりませんので、このトンネルの放流設備というものを実施することを考えて、放流能力の増強に取り組むという再開発事業を考えているところでございます。

それから、天ヶ瀬を下りまして宇治の地区でございますが、非常にこの宇治の塔の島の地区というところは流下能力が不足しているところでございますけれども、ここにございまして今後対処していくということを考えますが、景観、自然環境の保全、親水性、ここでも同様に重要視しなくてはなりません。現在、検討委員会等の審議が行われまして、その結果等も参考にいたしまして、最小限の掘削で対処する方針というものを持っているところでございます。

それから、その次でございますが、上野遊水地の事業でございます。上野遊水地の先ほどの状況を申し上げましたが、上野遊水地、今現在周囲堤を整備しているところでございますが、ここにございまして上野地区の河道掘削とともに、上野遊水地の整備を今後進めていく考えを持っているところでございます。現在まだ実施しているところにつきましては、この黒の線で示しているところでございますが、これに加えて今後、赤、緑の箇所について対策を実施していく予定でございます。

名張川の改修につきましては、先ほどの浸水区域におきます浸水を解消するために、ここにつきましては河床の掘削と引堤を考えざるを得ないのではないかとこのように考えておりますが、これにつきましては今後地元の方々とお話し合いをして、この具体的な計画を詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

これは、ここまでが一連、私どもがご説明いたしましたのは、先ほどの現状の分析に伴いまして、その対策が必要ではないかと考えている箇所につきまして、おおむねどのような対策を考えているかをお示したところでございます。

次に、4. 3. 3のところでございます。先ほど申し上げましたように、ここが大きく基礎案から新たにつけ加わった部分でございますので、ここにつきましてはもう一度先ほどの6府県知事も含めた共通認識、これにつきましてご紹介しているところでございます。ここで掲げられておりますのは、上流の築堤や掘削等の河川改修に伴って下流の有堤区間に人為的な流量増がもたらされると、それによる堤防の決壊は極力回避するという考え方でございます。

ここで、我々は上下流バランスというものを考える基準といたしまして導入しております、右側にあります①のところでございますが、淀川本川と中上流部の間における上下流バランスといたしまして、整備のあらゆる段階におきまして、計画規模以下の洪水に関しては淀川本川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備を進めるということでございます。この左側の考え方のイメージでございますように、中流部での状況が未改修の状況ですと中上流部で氾濫している状況でございますが、それに対して築堤あるいは掘削をすることによって中上流部の安全を確保すると、その分流量増になって下流への負荷が増大すると、場合によっては破堤にもつながりかねないということが想定されるわけですが、そのような場合においても、この下流は破堤させないように計画高水位以下におさめることを考えるということでございます。

それから、2番目に狭窄部の上下流における上下流バランスを考えているわけでございます。狭窄部の場所におきましては、狭窄部の上流にたまった流入量というものはそのまま狭窄部を流れて下流の方にやっけてまいりますので、そういった観点を十分に踏まえて、狭窄部の上下流関係の調整を図らなければならないというふうに考えておりますので、通常築堤部分による流量増もそうですけれども、狭窄部における地形的な特徴あるいは実際に上流部で氾濫している状況等を勘案して、上下流バランスを提供していきたいというふうに考えております。

これは、岩倉峡の上流部のところの対策でございます。この今3つのハイドログラフが載っております。赤いラインが自然状態、緑の時点が上野遊水地に加えて上野地区の河道改修を実施した後、さらに仮に川上ダムが整備されたとしたらどのようなことになるのかということをお示ししているもので



ございます。

この自然状態というものは、下にありますように上野遊水地も周囲堤のない状況ということで、上野地区において氾濫が広がっている状況を想定していただきたいと思います。そのときに、この戦後最大洪水が再来した場合に、岩倉地点においてどれぐらいのピーク流量が来るのか、流量が流れるのかということを示したものがこの赤線でございます。赤線で示しますが、上野地区の上流におきまして河道改修を実施しますと、岩倉地点の流量は上流の整備を進めるわけで流量が下流に向けて負荷が多くなるわけでございます。もし仮に岩倉地点の上流部に洪水調節機能として川上ダムがあったとしたならば、これを、この上流の増分になった部分を、その洪水調節施設によって自然状態と同様あるいはそれ以下に抑えることができるということでございます。これは、戦後最大洪水につきましてこういう効果が得られているという一つの一例でございます。

では、今、川上ダムのお話をさせて、仮にできたらということでございますが、この岩倉峡の上流部ではどのような流出抑制対応が考えられるかということでございますが、この上野地区におきまして今上野遊水地の整備が実施されているわけでございます。上野遊水地の整備、これまで用地交渉に約40年間の長期間を要しているところでございます。これまでの540haにも及ぶ浸水範囲を半分250haにして、そこについて上野地区の住民の苦渋の選択のおかげで、このような上野遊水地の整備が実施されているわけでございます。

さらに今後の流出抑制対応といたしましては、遊水地の拡大ということが1つの選択肢としてあり得るわけでございますけれども、これまでこの遊水地整備を前提といたしまして、人家、工場等の用地買収が進んでいること、それから遊水地内にさらに拡大した部分の地役権の設定が新たに必要であること、それから遊水地の計画当時と土地利用の形態もかなり変化しており、新しい用地は難しいというふうな実情もございます。

それから、今度は洪水の調節をしようということで流量の低減を考えてみたときに、現時点では1つの案として川上ダムがあるわけでございますけれども、岩倉峡の上流の各地点でほかに洪水調節施設の可能性はないのかということで、ダムを考えた場合ほかに適当なダムサイトがない、あるいは地質上の問題がある、あるいはダムによって水没戸数が多いなど、このほかの新たな洪水調節施設は困難であるというふうに考えております。そういうふうなことでございますので。

それから、また上野遊水地の掘削につきましても地役権を設定して今圃場整備が進んでいるところでございますので、そこにおきましての掘削ということは選択肢としてあり得るわけでございますけれども、今後その土砂を搬出するということでの地域への問題点等をいろいろ考えますと、非常に制約条件が多いという状況でございます。

ここまでで各地区での整備についての対策、考えている対策について申し上げましたが、もう一度全体で、この流域全体、淀川の流域全体でどのような、今回の原案に掲げている対策があったときにどのような効果、影響が出るのかということについて、全体を俯瞰させていただきたいと思えます。

まず1つは、非常に流下能力が不足しているという地区として大下津地区の引堤と、その大下津からその上流の周辺地区の掘削を対処するということですが、この対策を実施したらどのようなのかということですが、これを実施すると枚方地点におきまして約700m<sup>3</sup>/sの流量増になります。100m<sup>3</sup>/s単位でまとめておりますので、ここでは800m<sup>3</sup>/sになっておりますが、流量増としては700m<sup>3</sup>/sでございます。もし今現在、計画規模の雨が流れた場合の最大値といたしましては1万300m<sup>3</sup>/sでございますが、それを大下津地区、桂川の河道掘削を実施しますと1万1,000m<sup>3</sup>/sになるということで、ちょうど700でございます。

一方、この1万300というところを見ていただきますと、ここにグレーのラインが1万500m<sup>3</sup>/sというのがございます。現在下流部の流下能力は1万500m<sup>3</sup>/sでございますので、今計画規模が流れたときには1万300ということで、現時点においてはかろうじて安全に流下させることができるのではないかと考えておりますが、この中上流部の整備を実施しますと1万1,000m<sup>3</sup>/sになって、下流では流下能力不足となり、計画高水位以上の水位になることが想定されるところでございます。

次に、流域全体で先ほどお示しいたしました対策を仮に実施したとしたならばどのような影響が出るのかということですが、この対策につきましては、今お示しいたしました桂川の部分につきましては、嵐山の整備であるとか、宇治川、瀬田川、木津川につきましてはの各種の事業が実施された場合ということを仮に想定しているところでございます。現況においては枚方で1万300m<sup>3</sup>/sであったものが、今回この上流の整備をいたしますと全体で1,300m<sup>3</sup>/sの流量増になりまして、枚方地区におきまして1万1,600m<sup>3</sup>/sの流量になるということでございます。この状況だけを見ますと、淀川本川におきまして安全に洪水を流下させることはできないという状況になります。これが上流部の流量増が下流にもたらす影響でございます。

では、これをどうしたらいいのかということですが、先ほどお示しいたしました上野地区、岩倉峡上流部の対策といたしまして、上野遊水地はやっているという前提でございますが、さらに流出抑制施設といたしまして川上ダムを仮に整備いたしましたら、どの程度枚方地点において流量が低減されるのであろうかということですが、仮に川上ダムを整備いたしましたら、先ほどの1万1,600m<sup>3</sup>/sというものが1万1,200m<sup>3</sup>/sまで低減させることができます。この時点にお

きましても、淀川の下流部の流下能力  $1万500m^3/s$  まで落とすことはできないという状況でございます。ですから、さらに何らかの対策を施さなければならないというふうに考えております。

では、このときにどういうふうな今後選択肢があるものであろうかということでございます。1つは、今下流の流下能力が  $1万500m^3/s$  でありますので、淀川本川の河床掘削をさらに進めるということ、それから淀川の下流にございます橋梁のかけかえということを実施して、流下阻害となっている状況を解消するということを考えることができます。これは、逆に言えば上から流れてくる流量を引き受けるような器をつくるという対策でございます。一方、淀川本川よりも上流部の方に、上流の流出抑制を図るような施設を配備するということが考えられるわけでございます。現在この河床掘削につきましても検討しておりますが、河床掘削を仮にしたとしても、この橋梁の現状を見てみたときに橋梁による流下阻害の方が影響が大きいというところでございますので、まずは橋梁の方を考えているところでございます。

ここでご紹介いたしますのは、最下流部にございます、河口付近にございます阪神電鉄の西大阪線のところでございまして、これは我々河川管理者といたしましても地域の方々あるいは阪神電鉄さんと話をしまして、今事業を本格的にするよう展開していく考えでございます。できるだけ早く、この流下阻害となっている状況を解消したいということで、関係機関と調整をしているところでございます。特にここにおきましては古い橋梁ということで、橋脚がかなりの数でございますので、かけかえの後には流下阻害が少なくなるような形として完成できるのではないかというふうに考えているところです。ただ、これを実施するには非常に時間がかかってしまいます。まずは、この阪神電鉄のけたを上げるわけでございますので、けたを上げることによって、その川の両岸にございます駅の形状等も変えなければならない、あるいは一時的に振りかえる路線が必要になりますので、町の方々にご迷惑をかけながら事業を実施するというところで、この地域の町づくりと一体的に整備をしていかざるを得ないというところでございます。

仮に、阪神電鉄の西大阪線がもしつけかえられたとしたときの状況が次でございます。これで対処いたしますと、流量も今度は流下能力が増大いたしますので、現状といたしましての  $1万500m^3/s$  というものが、 $200m^3/s$  増加いたしまして  $1万700m^3/s$  まで流下能力がアップいたします。ところが、先ほど申し上げましたように、まだ上流の方から  $1万1,200$  流れてくるということでございまして、まだこの時点におきましても十分に流下させることはできないということでございます。

次にお示しいたしますのは、さらに流下阻害となっております橋梁についての対策を進めるということで、ここでは伝法大橋、国道43号線、それから淀川大橋、国道2号線、それから阪急神戸線、

新淀川橋梁でございますが、ここにおきます橋梁のかけかえが必要になります。ここにおきましても主要国道でございます、かけかえ事業、幅員も非常に大きいところでございますので、その振りかえの事業も含めまして地域に対する影響は非常に大きいということで、事業規模がかなり大規模になるということでございます。私ども河川管理者としては、これについての対策につけても努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、阪急の神戸線につきましては、ここは宝塚線、京都線というふうに全部で線路が6つつながっているところでございまして、この神戸線が流下阻害となっているわけでございますが、それをあわせて改良するときには宝塚線、京都線との関係も整理した上で対策をとっていくというところで、現時点におきまして、まだこの整備計画期間内に完成させるというめどが立っている状況ではございません。ただ、我々といたしましては流下能力の増強に向けて引き続き努力をしてみたいと考えております。

そういう状況の中で今もう一度流域全体を見てみたときに、それでは下流の方でなかなか流下能力の増強がとれないということでございますと、上流の方におきましての流出抑制ということを考えるということも一つの選択肢でございます。現在、天ヶ瀬ダムというものが宇治川にございまして、そこで下流への流量の調節をしているところでございます。

実際にどのような調節をしているかということは、この淀川の河川の特徴に非常に関連しているところでございます。枚方地点の上流に三川合流部がございまして、木津川、桂川、宇治川、この三川が流れ込んでくるわけございまして、木津川、桂川ともかなりの流量が出てくるところでございます。仮に、この木津川、桂川にもそれぞれ既設のダムがございまして、そこにおきましてそれぞれの中流部におきます安全確保のための対策をいたしますが、それでも流量が三川合流部の方に流れてくるということでございます。そのときにおいて最後のとりでとなるものがこの天ヶ瀬ダムでございまして、天ヶ瀬ダムにおきましては天ヶ瀬ダムの放流量を少なくする、これを我々は2次調節というふうに呼んでおりますが、まずは宇治に対して安全なことの対処をした上で、放流量を絞り込むことによって、この2次調節で淀川本川の洪水の量を少なくさせるという流量低減効果を役割として果たすことができるのではないかとございまして。そうすれば、淀川の水位を下げるということでございます。

次にお示ししておりますのは、その天ヶ瀬ダムの2次調節の実施のところでございます。現在、天ヶ瀬ダム再開発事業に取り組んでいるところでございまして、現時点においては放流量につきましては十分な量がないわけで、再開発に伴いまして放流量を改善して1,140m<sup>3</sup>/sまで向上させることを考えているわけございまして、そういたしますと最初に天ヶ瀬の上流に降った雨は下流の

方に安全に流下させると、その上で今度は放流量を絞り込んで、さらに上流の方から下流に流す量を減らすことができます。この時点で桂川、木津川の方から大きな流量が流れてきたとしても、枚方の水位をできるのではないかというのがこの2次調節の効果でございます。

ここの左側にお示しておりますように、ある一定量で放流したところで、ある時間のところから青の点線で示しておりますように放流量を絞り込むということが、この2次調節でございまして、この右側の図でございますように、まずは1万1,200 $m^3/s$ というものを阪神電鉄の西大阪線かけかえ後の流下能力までは何とか落とし込みたいということで、500 $m^3/s$ ほどの流量低減を期待したいということでございます。そのように取り組みますと、放流量400 $m^3/s$ まで絞り込めば、あるいは400 $m^3/s$ よりさらに絞り込めば、この枚方の流量低減が図れるということでございます。

ところが、これは一方で別の問題を生じさせてしまうということでございます。次のスライドでございしますが、実はこの400 $m^3/s$ まで絞り込むという操作を天ヶ瀬でいたしますと、確かにこの想定で見ますと枚方の流量を下げるようなこととなりますが、一方ではこの天ヶ瀬ダムの容量自身が十分にあるわけではございません。無尽蔵にあるわけではございませんので、その分、放流量を少なくした分、天ヶ瀬ダムにたまる流量がどんどんふえていきます。最後にはパンクをしてしまうと、容量不足になってしまうという状況になりまして、そうなりますと今度は天ヶ瀬ダムから1,500 $m^3/s$ 以内におさめようとしている流量を超えて、宇治地点に1,700 $m^3/s$ の量が流れてしまうという状況になります。これは下流のためには流量低減を図ろうとするんですが、過度に流量低減を図ろうとすると逆に天ヶ瀬ダムの直下流のところに対して被害を与えかねないというところでございます。このためには、天ヶ瀬ダムの中にさらなる容量を確保する、あるいは別のところでその部分の容量に相当するものを確保する必要があるわけでございます。

今現在事業中の大戸川ダムというものがございしますが、もし仮にこの大戸川ダムというものがありましたらどういうふうな機能を果たすのかというものが、ここに示したものでございまして、大戸川ダムの容量と天ヶ瀬ダムの容量を適切に組み合わせたような形で、この宇治地点の流量は1,500 $m^3/s$ 以内におさめることが可能になりますし、このような調節をすれば天ヶ瀬をパンクさせずに流下させることができる、流量としても容量としてもパンクしないということになるということでございます。ですから、天ヶ瀬ダムをできるだけ有効に活用して何とか下流の低減を図るんですが、それだけでは不足しているということの何らかの不足を補う対策が必要ではないかということでございます。

もし仮に大戸川ダムが整備されたとしますと、先ほど申しましたように枚方だけでなく宇治に対して、つまり大阪あるいは京都府のところに対して、洪水を安全に流下させるという効果を期待で

きるわけですが、それに加えて大戸川ダムが整備されましたら、大戸川ダムそのものにおきます氾濫を軽減することができるわけですが、大戸川ダムがあった場合となかった場合ということで比較して浸水戸数が少なくなるということが、これは現況の河道でございまして、河道改修をしなくてもこれぐらいのことがあるということでございます。

大変失礼をいたしました。お手元にお配りしております資料の、今「大戸川に対する洪水調節効果」の左下側に「現況河道 大戸川ダムなし」の氾濫の図があるわけですが、それは今スクリーンにはありますが、お手元に配付できておりません。大変失礼いたしました。これによりまして、大戸川ダムがあったものとなかった場合の比較をさせていただいているところでございます。

最後にまとめでございますが、我々、この上下流バランス、本支川バランスに基づいて、今回河川の整備を考えるということを新たに考え方として取り入れたわけですが、河川の整備の手順というものを、これをこの考え方の中で順次考えていく必要があるのではないかと考えております。今先ほどご説明した流れからいいますと、中上流部の対策を実施すると下流に負担がかかって、それを何らか抑制するような措置をとるということでご説明をいたしますが、現実にはその順番でやっていくわけではございません。逆に、前もって下流の方に対して負担をかけないような手順で物事を進めていかなければならないということでございます。

ここでお示ししておりますように、まず最初にやるべきことは本川の流下能力の確保でございます。橋梁のかけかえ、河道掘削等による向上を図るところでございます。河道掘削については、先ほど申しましたように、これを掘削したとしても現時点においては西大阪線の流下阻害の方が大きいという状況でございます。

それから、次に河道整備による流下能力、下流への負担になるわけですが、それと上流の洪水調節施設による流出量の低減、これを効果的に組み合わせることで下流への負担を軽減、解消するような形で対処していきたいと。これによって、先ほどお示しました計画規模の雨が降っても、淀川本川におきましては計画高水位以下で流れるというような形にしたいということでございます。そういう状況を順次対処していく中で、狭窄部の下流が最終的には考えていくところでございます。

これは、こういうふうな考え方が全体、今後、これは最終的な計画規模の河道等ができるまでの道筋としての大きな道筋でございますが、今回は整備計画期間の中でどのようにやっていくかということをお示ししております。整備計画期間の中では、この道筋というのは、まずは下流の今現状の施設においても十分な安全性がないものについての堤防の補強というもの、これを我々としてまず最優先で実施していくと、これについてはおおむね5カ年程度で対処ができるというふうな考え

ているところでございます。

それから、次に下流の安全が確保されている状況の中で、中上流部の改修の前に、上流からの流出抑制施設といたしまして大戸川ダム、川上ダムを位置づける、これを位置づけることによって対処できるのではないかと考えております。

それから、並行して琵琶湖の後期放流対応も含めた戦後最大洪水、河道の改修といたしましての塔の島、それから天ヶ瀬の再開発、瀬田川の改修ということでございますが、ここは2、3ということではございませんで、堤防補強を実施して下流への流量増が対処できるような状況を加味して、2、3に並行して改修を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○宮本委員長

ありがとうございました。猪名川についての説明は今回しないと。ダムの個々の事業計画についても後ですということですね。そうすると、淀川、宇治川、木津川、桂川に関するいろんな施設、ダムも含めての必要性だとか緊急性も含めての説明は以上ということですね。わかりました。

それでは、休憩に入りたいと思います。今3時13分ぐらいですので、3時半ぐらいですか。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい。

○宮本委員長

では、3時半まで休憩ということでお願いします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、3時半まで休憩ということでよろしくお願いいたします。半にはお席の方にお戻りいただければと思います。

[午後 3時14分 休憩]

[午後 3時30分 再開]

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、会議を再開いたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

それでは、後半続けていきたいと思います。

先ほど、一番最後に確認したのですけれども、淀川、宇治川、木津川、桂川に関するダムの必要性、緊急性も含めて、今ので河川管理者側からの説明が一応全部ですということでございます。今

の説明を聞かれて納得したという方、委員の中で手を挙げてください。

おられませんか。そしたら、一般傍聴の方に聞きます。今の説明を聞いて、納得したという方は拍手してください。

ということですよ。一生懸命1時間かけて説明責任を果たそうと思ってやってくれたのだけれども、委員会のこの委員、だれ一人、細かいことは後で聞くということですが、しかし全体の必要性とか緊急性の流れが納得できなかつた。これだけ何百人という一般傍聴の方も、一人も私はよくわかったという人がいないわけですよ。これは、要するに我々委員とかあるいは一般傍聴の人があほということなんですかね。河川管理者、今のこの状況について何か言ってください。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

正直言って大変残念に思っています。盛りだくさんの内容を短い時間でやったので、伝えきれてないところもあると思いますし、資料のできも悪かったものがあつたかもしれません。

全部という確認があつて、全部とお答えしたのは、項目として全部をご説明したという意味でお答えしたのですけれども、もちろん今委員長からもありましたように、内容の詳細についてはご質問いただいております形で、補足、補強していかないといけないところがあると思います。

一番肝心なところ、従来の基礎案と違って、その上下流バランスを考えて、中上流の改修を今後進めていこうということを原案に書いたというところについては、これは言いわけかもしれませんが、我々なりに説明したつもりでしたのですけれども、ご理解いただけなかつたということですので、きょう、できればこの後いろいろご質問を、内容についていただくとおもうのですが、その答えとあわせて、そこについてはもう一度わかりやすく整理をし直してご説明させていただきたいと思つています。

#### ○宮本委員長

わかりました。冒頭にも言ったように、このテーマというか、この問題は、今回の原案の審議の中で、私は最大のテーマだと思つているんです。ですから、ここについては、ここまで説明してわからないかというぐらいに説明してほしいわけですよ。それを今のこの資料のざつとした説明で、最終的には大戸川ダムとか川上ダムの必要性まで、説明したということになっているわけよね。これは、言つて申しわけないけれども、私も長い間河川管理者をやつてきたけども、わからないわ、これは。

ですから、当然河川管理者でなかつた普通の委員の方とか、一般傍聴の方が、住民の方が、確かなるほどなと思わないというのは当たり前と私は思つていますよね。だけど、これを、そうかと、納得したと、わかつたと、ある程度は、ということまでやつぱりしてもらわないかんわけでしょう、



これは。

そういうふうなことで、これからまた補足の説明があるならやってもらったらいいいだし、これから我々の質問に答えて、ぜひそのつもりで丁寧にご説明願いたいというふうに思います。

それでは、どこから質問したらいいかわからんところもあるのですけれども、恐らくきょうの残りの時間では質疑応答しきれないと思うのですけれども、まず皆さん、委員の方々から、とりあえずこういうことを聞きたいんだと、わからない点はここだということがありましたらご質問をお願いします。

千代延委員。

### ○千代延委員

千代延です。皮切りに、レベルの低いところからやらせていただいた方が後が出やすいと思います。

途中からの必要性のところの数字の足し算、引き算ぐらいはわかるんです。しかし、一番最初の最も戸惑って説明を聞き、また原案を読ませていただきましたのは、計画規模に対してどういう対策をとると。基本的にはすべて計画規模に対してなんです。

この平成16年5月8日に出されました、これは河川管理者の方が出されておるんですよ、この中に計画規模に対してどうこうするということはないと思うんです。基礎案の方ではいかなる洪水に対しても破堤による被害の回避、軽減と、そのためにはスーパー堤防と、それから表現は正確でないかもしれませんが、粘り強い堤防、壊れにくい堤防をずっとやり続けるということが一貫して記述してあると思うのです。

ところが、今度の原案は、計画規模に対してこうこうこういうことをやりますと。なかなか理路整然と聞こえるのですが、それでは超過洪水に対してはスーパー堤防は確かにありました。いつ完成するかわかりませんが、これは手段としては明確に挙げられております。ところが、あとのことについては、私の受け取り方が間違っているかもしれませんが、ないと思うんですよ。

そこで、まことに恐縮ですけれども、社会資本整備審議会、正式な名前はちょっとわかりませんが、さっき写されましたね。6府県の知事さんも集まって、こういうことに合意をされたという、あの丸が4つありましたでしょう。ここに写されました、あれをちょっと出してください。

それだと思います。4つ丸がありますね。その3番目の丸、計画規模を上回る洪水や整備途上段階で、施設能力以上の洪水が発生した場合においても、下流のより堤防の高い区間における過度な流量の集中を回避し、被害をできるだけ軽減させるため、河道や沿川の状態、氾濫の形態を踏ま

え、必要な対策を実施と、こういうふうに書いてありますけれども、この知事さんも含めてのこういう合意の中では、超過洪水というものについては、私どもはどういうふうに受け取ったらいいのでしょうか、またどんな合意がされたと受け取ったらよろしいのでしょうか。それもあわせてご説明をいただきたいと思います。

とりあえず以上です。

○宮本委員長

河川管理者、お願いします。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

井上でございます。今のところのことですけれども、ここで書いてある超過洪水のところでございますので、これについてまずは超過洪水があった場合に、下流のより堤防の高い区間における過度な流量の集中を回避し、つまり流量がふえるような形をできるだけ抑制しようということが1つ。それから、被害をできるだけ軽減させるということですので、これについても超過洪水であっても我々としては先ほどの計画規模以外のことも、我々の対象の中に考えて、検討して、その検討のときには、河道や沿川の状態、氾濫の形態を踏まえて必要な対策を実施ということで、具体的な施設の配置とかについては、ここでは位置づけられておりませんが、超過洪水に対してもきちっとこの中で考える内容の中に入れなさいと。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

この議論があったときは、大きな考え方として、もともと河川整備も何もしてない状態を考えたときに、いろんな雨が降る、物すごい大きな雨が降る。そのときに、上流に降った雨は上流であふれて下流に流れてこない分と、流れてくる分がある。その状態で下流に流れてくる分は、当然下流でもちゃんと受け持たないかんのだけれども、人工的にその堤防とかをつくって整備して、下流に余分に行くようにしてしまうと、ツケを下流に回すことになるので、そういう超過洪水みたいなものときには、もともとあふれていたところでやっぱりあふれてもらうのがいいのだろうというバランス感覚の議論だったと思います。

ですから、長期的に見れば、狭窄部を開くということはあるにしても、今その狭窄部の上で大雨が降ったときにたまってしまふ、今の状態ならたまってしまふ水は、やっぱり将来もたまってもらわんといかん、余分に出てくるようになってはいかんというのが、あそこに書いてある意味で、具体的にこの対策をとればいいということではなくて、それぞれ地形なんかを見ながら必要な対策

を考えてやっていきたいと思います、こういう趣旨だったと思います。

○宮本委員長

千代延委員、わかりましたか。

○千代延委員

よくわかりません、それはそれで次へどうぞ。

○宮本委員長

では、ほかに。どうぞ、河田さん。

○河田委員

実はハード対策とかソフト対策という言葉は、僕が20年前につくった言葉です。特にソフト対策というのは大変誤解されていて、これは広い意味と狭い意味があって、狭い意味では情報なんです。教育とかね。広い意味というのは、やっぱりマネジメントです。ですから、淀川水系をどうマネジメントするかという、これは治水だけではなくて、利水、環境も入れてどういうふうにするのか、そういう観点なのです。ですから、ここで書いてあるソフト対策、ハード対策というのは、ソフトは特に狭い意味での用語の使われ方をしておられるので、これは相対立するものではなくて、そういうものを含んだマネジメントをやらなければいけないですよという視点で、この計画というのを書いていただきたい。

そうすると、問題は、超過洪水というものを、せめて昭和28年の13号台風のような出水で氾濫を起こさないようにしたいという、上中下流のバランスの問題を視点に非常にテクニカルに書いていただいている、それはよくわかる。

だけど、実際に2000年9月11日のような東海豪雨水害、名古屋に350年に1度の雨が降って、1日で428mm降ったわけですよ。それまでの記録が109年間名古屋地方気象台にあって、218mmだったんですね。ですから、庄内川が名古屋市市街地のところで氾濫しかかっていたという非常にクリティカルな状態が出てきた、こういうことも現実には地球温暖化によって起こりつつあるときに、要は超過洪水対策はスーパー堤防だけなのです。しかし、それを越えた水はどうするのだということは何も決まっていない。これは実はそこに住んでいる人間にとっては大変な問題なんですよ。

確かに河川事業者は、河川でしかコントロールできないという悩みがあると思うんですよ。ですから、河川堤防を補強するとか、あるいは引き堤するとか、いろんな対策を立てていただいているのだけれども、実際に昭和28年を上回る出水があったときに、淀川の下流だって、そんな安全ではないわけですよ。というのは、ここに書いてあるように、阪急神戸線とか、実際に阪神電鉄の本線とか、いろんな橋の桁の高さの問題があって、それを何とかしないといけない。それは、そちら

がよく承知していただいていることだと思うんですね。

ですけれども、仮に400年に1度の雨が降ったときに、オーバーフローするというようなことが起こったときに、これはだれが責任とるんですか。そのときに、例えば大阪の北区で床上浸水が幾ら、床下浸水が幾らと評価しても、実際にそこで被害を受ける方たちは、一体だれに文句を言えればいいのか、こういう視点が全然欠けていると思うんですよ。

ですから、少なくとも、安全という限りは数値目標が要る。必ず。安心はなかなか数値にはならない、原子力と一緒に。だけど、安全というからには、一体その堤防を越流する流量をどれぐらいまでコントロールできるのか。ここには、昭和28年の雨量の場合があつて、被害額と浸水面積が書いてあるじゃないですか。だけど、そこでどれぐらいの流量が流れるとは書いてないですよ。それは一体、今のリターンピリオドである200年確率の上のどれぐらいの確率になるかということ示されていないですよ。ということは、やっぱり計画論がないんですよ、ここには。だから、長期的に、暫定30年だけでも、30年たったら終わりではなくて、またその次の30年があるわけで、それをどうつなげていくかというのは、今やっておかないと、30年で完全にクローズするわけではないでしょう。

ということは、例えば淀川100年計画で、最初の30年にはここまでやりますと、その次はこうですよと、その次が見えるということは、最初に何をやらなければいけないかというのがわかってくるわけですよ。

ですから、これから大戸川とか川上ダムの問題をやっていくのだけれども、それだって、テクニカルにはよくわかる。だけど、その後どうするのかという問題を抜きにして、この前大戸川を見に行くと、この30年間、河床掘削をやっていないですね。ほったらかしになっていますね。だから、河床上昇が起こっているわけですよ。それでは、治水安全度は低くなるのは当然だし、天ヶ瀬ダムの堆砂率が高くなるのは当然じゃないですか。だから、そういうものを含めてどうするかということをやらないと、単に浸水面積がどうだとか、床上浸水が何棟になるとか、それが低減するとか、本川でフラックス (flux) としての流量がこれだけ重なるとか、その問題は次の問題だと思うんですよ。

これ見ててごらんください。亀岡市だって大戸川だって、完成したらまた府県はほったらかしですよ。必ず田上からまた土砂が出てくる。またこのダムが埋まるという、こういう問題が出てくる。

ですから、やっぱり国として、すべてが国の責任ではなくて、僕は府県の責任も随分あると思うんですよ。そこを交えて、計画としてどうするのかということをもっと前提に出していただかないと、今後30年は土木工学的にこうやりますと、これは書いてあるわけ。だけど、その土木工学を取り巻

く全体の計画が、実はここに書いてない。この審議会だってまさにテクニカルなことしか言ってない。そこをここの前段のところで書いていただかないと困るんだよね。

30年で完結する問題ではなくて、その先にこれから地球温暖化が進んで、どんどん異常な雨が降るときに、淀川の左岸側は下流で切れるというようなことは大変なことなんですよね。それが本当に起こらないという保証はないので、28年の既存の既往最大を流すときには、計画高水を超えないからいいという判断だけじゃない。だけど、その判断だけで河川流域全体を議論するというのは、僕は暴論だと思う。

だから、やっぱり、今できなくても、その目標というか、それは必要だと。なぜかといいますと、やっぱりそういう最悪のシナリオを考えることによって、今何をやらなければいけないかという優先順位が決まってくるわけ。ここの最後のところに、進め方で、堤防補強、大戸川ダム、川上ダム、中上流部の改修という道筋が書いてあるじゃない。これは本当かとなるよね。つまり、最悪シナリオを書いたときに、どこからさわらなければいけないかという順序が見えてくるわけ。そしたら、緊急的にやっぱり仮に、大戸川ダムをつくらないといかんということになるかもしれない。その判断基準が、いわゆる既往最大を安全に流下させるというスタンスに立てば、こういう形になるんだけれども、これが最適解かどうかというのは、そこで決めてしまうのは、余りにも今現実に直面している問題を解決しなければいけないというスタンスにとらわれ過ぎているのではないかと思うわけです。

ですから、この委員会には、計画分野の専門家も入っているので、その計画のところからもうちょっと超過洪水対策も含めて、きちっと位置づけをしていただきたい。そうすると、現実には何から手をつけたらいいかという優先順位が多分出てくると思う。そういう手順が実はこの今の説明では見えてこないんですよ。

ですから、当面28年13号台風の既往最大を上流から下流まで安全に流すために、狭窄部の上下流でこんな苦労があるんですよ、これを改修するためにこうしたいというのは書かれているのだけれども、ではそれで終わりかとなったときに、そうではないと思うんだよね。そのところの道筋がこの今の説明にはなかなか見えてこなかったんで、ぜひお願いしたいと思いますが。

#### ○宮本委員長

ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方、意見はまたいずれどっちみち意見を出さないといかん。特に質問にできるだけ重きを置いてお願いいたします。

## ○綾委員

綾です。河田委員の話にちょっと関係するのですけれども、これは計画規模という言葉がありますよね。あと、戦後最大洪水も扱っていますよね。そういうのがどういうところに位置づけられているというのが全然よくわからないのですね。

全体の話は、最初に計画規模というのはこんながありますと、こういう考え方ですという話があって、戦後最大が入っていて、最後になってくると、また大戸川とか計画規模の話に戻ってきて。では、計画規模というのは、私が知っている限りは、昔の200年に1回とか150年に1回とか100年に1回とか、そういうのは地域によって違っていたのですけれども、そういうものをまだ一緒にずっと考えていいのかというお話と、なぜそういう戦後最大が入ってきたのかという、その辺のところをご説明いただかないとなかなかストーリーが理解できないところがございます。

## ○宮本委員長

河川管理者、お願いします。

## ○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

ご説明いたします。まず、戦後最大というのと計画規模のこの位置づけの中で、混在をしているということで、それについてでございます。お手元にお配りしている資料の18ページでございます。18ページの下のところ上下流バランスの考え方ということでございます。

まず、戦後最大対応をどうしているのかということでございますけれども、今の現状で戦後最大の雨が流れると、流下能力上不足している地域があると。今度流下能力を向上させて流すように河道を改修いたしますと。そうすると、まずは戦後最大洪水は少なくとも計画高水位以下で全部流れるようになるという状況です。まず、それが戦後最大対応の河道を整備するということです。

それに加えて、今度は計画規模の雨を流したときに、その戦後最大対応までしかやっていない河道の状況で、計画規模の雨を流しますとどうなるのかというのが後半の方で説明したときのところです。そうしますと、当然戦後最大の洪水が流れるときよりも、流量は多くなるわけで、それが下流のところの枚方地点に流れてきたときに、その枚方地点において計画高水位以下に流れるように考えましょうというのが今回のところです。

ですから、下流だけで見ると、戦後最大対応は、現状でも8,000m<sup>3</sup>/s ぐらいですから流れるわけですが、計画規模がいった場合は、この1万、今の現況流下能力を大幅に超えるようになってしまうと。その分、計画規模の雨が降っても、戦後最大、河道で流れるようにするために上流側で何らかの措置をしなければならぬのではないかという考え方です。

○宮本委員長

綾委員、いいですか。

○綾委員

ですから、これは要するに、整備計画の中では2段階の考え方が出てくるわけですか。とりあえずは、戦後最大規模対応で考えましょうということですね、1つ最初におっしゃったのは。もう1つは、それを上回るようなことが起こった場合として、計画規模ということを考えて、それでも下流の方が淀川本川が安全なような対策を考えましょうと、それを整備計画の中でここ30年の間にやりましょうと、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

はい、そのとおりです。

○宮本委員長

よろしいですか。

ほかにそれではご質問。

今に関連して確認したいのですけれども、きょうの説明資料の18ページですけれども、ここの下のスライドの一番上の黄色いところの下なんです、上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避するということが書いてあるわけですよ。このときは、例えば、戦後最大に対応して、築堤とか掘削をしましたと、そのことによって、下流の堤防のあるところに悪さをしませんよと、負荷を増大しませんよという意味ですよ、これは。そうですよね。そのときに、負荷を増大させませんよというときの雨は、洪水は、どういう洪水を考えているのですか。

いろんな雨が降るわけですから、いろんな雨が降っているような洪水が起こると、もちろん計画規模以上の超過洪水も、それも含めて中流部で掘削とか築堤したことによって、下流の有堤部に負荷を与えないというのは基本だというふうに私は思っているのですけれども、それでいいんですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

まず、ここで申し上げているのは、計画規模のことについては、計画高水。

○宮本委員長

そんなこと書いてないでしょう。この2行に計画規模と書いてないでしょう。この2行の意味はどうですかと聞いているわけです。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川の吉田です。ここの意味としましては、つまり、先ほど委員長からもお話がありましたよう

に、その中流域で築堤なり掘削をすると下流に増分が出ると。その増分に対してキャンセルするよういろいろな対策をとりましょうと。

そのキャンセルをどこまで考えるのかという議論なのですね。つまり、どこまでの規模の洪水を考えてキャンセルするという考え方にすればいいのかということでして、いろんな、もちろんいろんな洪水がありますが、いろんなパターンもございます。

ここでの上下流バランス、それを上下流バランスと呼んでいるのですが、ここでの上下流バランスの考え方としましては、計画規模、いわゆる先ほどお話がちょっと出ましたが、200年に1度ぐらいの雨を考えて、その雨でいろんな洪水のパターンがございます。そのいろんなパターンの洪水の雨に対して、下流でそういう流量増が起こらないというのを一つ目安としまして、そこでキャンセルすることによって上下流バランスがとれるというふうにここで設定をしていると、こういうことです。

#### ○宮本委員長

下流の有堤区間は、下手すると破堤するから、だから下流に対して負荷を与えないようにしましょうと、今の堤防もまだもろい状況で、ということですよね。そのときに、計画規模だけでチェックをして、それで大丈夫だと。しかし、その計画規模から10mm、20mm大きな雨が降ったら、また下流で破堤するかもしれませんと、逆に今よりも破堤に対する危険性を高めますということになり得るわけですよね。

私は、これは危機管理の観点から、この前現地で保津峡のところに行ったときも、こういう議論があったんですけども、ここが一番私はポイントだと思うのだけれども、これは、河田委員どうでしょうか。

#### ○河田委員

もっと具体的に言うと、計画している以上の雨が降ったときの超過洪水対策は、国としてはどういうふうにしてしているわけ。いわゆる一方で高規格堤防はつくと。それ以外が目に見えてこないのですよね。

だから、計画規模以上の雨が降ったときに、当然1万5,000m<sup>3</sup>/s流れるようなことが起こったときに、一体下流側の安全というのはどう考えるのかというのは、ここには全然書かれてないじゃないですか。だから、それは超過洪水対策が基本的に書かれてないということですよね。超過洪水対策というのは、そういうことですよ。

だから、500年に1回の雨が降ったらどうするのと、例えば2002年の西ヨーロッパの水害は、500年に1回の雨が降ったわけですよね。そのときは全部あふれてたわけ。そういう状態が来てほしく



ないのだけれども、来たときに、いや、考えていませんでしたと、既往最大でやりましたというのは、言いわけにならないと。だから、今から言いわけをつくれといっているのではないのですよ。そういうものが起こったときに、国としてはどうしたいという基本的な姿勢があつてしかるべきだと思うんだよね。

例えば、ここに床下浸水、床上浸水と書いてあるけれども、せめて水害が起こっても床上にならないようにしますとか、そういう方針がないと安全ということは議論できないと言っているわけ。安全と安心が違うというのは、安全というのはテクニカルに数字であらわせる。だから、何年に1回の雨が降ったときに、淀川の本堤からどれぐらいの流量があふれると、浸水がこれぐらいになりますよ、そのときの浸水の深さはこれぐらいに抑えますよと、これが実は超過洪水対策だと思うんです。

もちろん超過洪水だから河川施設全部を守れるわけがないんでね、何ぼダムをつくったってダムを越えて水は出ると思うんですよ。そんなときにお手上げではなくて、そののちを考慮しておかないと、最近の災害の教訓が全然活用されないということになるじゃないですか。

原子力発電所だって、問題は管理区間から非管理区間に放射能を帯びた水が流れたときに非管理区間では何ら対応してない、つまり絶対漏れないということでやってたから、もう漏れちゃったんでね。

ですから、万が一そういうことが起こらないというふうにしてしまうと、高規格堤防だけをウン百年かかってやりますという形でもう全部払拭されてしまって、現実には被害が起こったときにどうするかというのは、もう本当に何の対応もできないということなんですよ。

ですから、そのときでも堤防は切れないようにするために、やっぱり裏のり面をそれで容易に破堤しないような現状での補強策というものは要るわけで、見ていると表のり面だけがこういろいろ難浸透性の土砂を入れるとかやっているんだけど、そういうやっぱり越流する、溢水するというのを前提に堤防の補強を考えていただくということも、超過洪水対策の中で高規格堤防以外にやらなければいけないことだと見えてくると思うんですが、その点いかがですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

よろしいですか。淀川の吉田です。

きょうはそういう意味では全然データをお出しできてないという状況なんですけど、仮にこの戦後最大の対応によって中流部の安全性を上げたときにそういう超過洪水が来たらどうなるのかということで、これはまたデータ等をお示ししてお話ししなければいけないというふうに思っているところなんです。

どこまでの規模を、またこれもどこまでの規模をどう考えるかということになるんですけども、例えば桂川については洪水の規模が大きくなれば計画高水位を超え、さらにその堤防を越水し、越水がずうっと続いているという状況になってくるわけです。そういう状況の中で下流の水位についても計画高水位を上回るようになります。そのときに、その中流の例えば改修をする前、つまり現在の状況とそれから改修をした後とで、例えば淀川の下流域で水位が何cm上がるかと。

これもどこまでの規模を考えるかによりますけれども、下流の堤防は、越水するところまではいかない、だけど中流域、上流域、これは桂川だけに限らず宇治川、木津川も含めてどんどん越水しているという状況があるわけですね。そのときに下流が破堤しないようにこれもきちっとやっておく、だけど中流、上流はもうそのときはどんどん越水している状況ですから、とても堤防がもつとは思えないというようなことになってくるわけですね、状況として。だから、それをどう判断するかということにもなってくるかもしれません。

○河田委員

いいですか。

○宮本委員長

どうぞ。

○河田委員

ですから、そういう超過洪水が起こったときの時間的なプロセスを明らかにしていただいて、どこであふれてどういうふうに被害が拡大していくのかということが見えてきたときに、例えば3川合流のところで桂川の水位が上がってバックウオーターで宇治川の方に上がってくるとしたときに、左岸側の巨椋池の干拓地をもう一遍遊水地に使ってしまうなんていうような方策だってあり得るわけですね。そういう、いわゆる全体の被害を少なくするためにどうしたらいいかというのが本当にベストの解かというね、そここのところの検討結果を出してほしいんですよ。

それは、巨椋の干拓地に住んでいる人は嫌だけれども、淀川の左岸の下流側で切れるよりはるかに経済的には違うわけですね。だから、犠牲になれと言っているのではなくて、そういう、やっぱり出水があったときにどういう被害の拡大が実際に起こり得て、それをどこかでストップをかけるにはどうしたらいいかという、そういうこともやっぱり検討しておかないと、いやあそれはもうわかりませんではね、水量がこうなります、ではどこでどんな大きな被害が出てくるのかがわかったら、そこをやっぱり重点的に政策展開していかないといけないではないですか。

だから、下流側の堤防を一律に何ぼ上げろとかという、そういう暴論ではなくて、そのときに、ではプロセスがわかったらどこをどう補強していくか、どういう対策をとっていったらいいのかと

いう次の策が見えてくると思うんですよね。

ところがこれ、フラックスだけでやっているから、大戸川ダムとか川上ダムで何 $m^3/s$ コントロールするからトータルバランスはこうなりますといったって、こんなもんタイムラグがあるんだから、当然水位の上昇とは違う話ですよ。もっと計算しなければわからない話でね。連続式だけではうまくいくのだけれども、実際にその途中で何が起こるかを代入してあつたら、現実にはそこが実は問題になってくるじゃない。そのシナリオがね、ほとんど見えてないので。

いわゆる量的な差し引きだけで議論をしているから、ちょっとその辺、やっぱりきちっとやっておかなければいけないんじゃないのかな。もちろん、平等に被害を受けるにこしたことはないんだけど、べらぼうな被害が出る場所はやっぱり守らなければいけないじゃない。そのところをね、やっぱりこれはめり張りをつけるべきでね。

めり張りをつけなくていいのは、潤沢な財源があつて一遍にできるのならそれでいいんだけど、優先順位をつけなければいけないとなったときに、だれが考えてもやっぱり被害が大きくなる場所からきちっと押さえていかなければいけないという発想が要ると思う。そういう視点がやっぱりこう見えてないというか。

それがやっぱり僕は問題だと思うんですよね。

#### ○宮本委員長

要するに超過洪水に対して、どないなるかというシミュレーションとか、その辺でそれを踏まえた上の対応が何も見えてないというのが今の河田委員のご意見なんですよね。

ここで、チェックは計画規模でチェックしますということを言い切っているんだから、本当にそれでええのかと。今の河田委員の意見も踏まえて、それをちゃんと説明してほしいということと。

それから、基礎案の洪水のところの目標は、破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組むというのが基礎案の一番の骨太の洪水対策の目標なんです。それが今回のこの原案には、はっきり言ってまるっきり出ていない。吹っ飛んでしまっている。

要するに、戦後最大を安全に流します、それでやったことによって計画規模でチェックしてだめなところをダムでカットしますというストーリーになっているわけですよ、これは端的に言えば。そこをきちっと初めに説明してくれなかったら、あとを幾ら論理展開されてもついていけないわけですよ。この前の現地視察の後の意見交換でも言ってるじゃないですか、皆さんに。だからそれをちゃんとやってくれなかったら、その議論は進まないじゃないですか。ということです。

きょうはちょっと一般傍聴の方の意見の時間も長くとりたいので、委員の中でとりあえずきょうこれだけは聞いておきたいと、そうじゃないと寝られないと、そういう方はどうぞ。

○水野委員

はい。寝られなくなってしまうので聞かせていただきたいんですけども。

魚とか魚類とか生き物の視点からいえば、ここの未改修の状況では上流が氾濫と、すごい悪そうに書かれてしまっているんですけども、氾濫してくれた方がとてもいいわけなんですよ。

できれば国土交通省、先ほど先生がおっしゃったように、政策として氾濫原を氾濫原として、生き物がある場所でしかも洪水時には防災に利用するというを言ってもらって、何か被害があったときに補償するというような政策的な技術的なマネジメントによって管理して、氾濫できるような状況にしておいていただければ、どちらかという、幾ら超過洪水があっても氾濫のところでみんながちょっとずつ大きい被害を受ける、減災になると思うんですけども。そういった、氾濫原と生物多様性を考慮したそういった防災、これは海外でももちろんやられていて、普通のコンクリートで固めたところをもとに戻して氾濫原に戻すということは結構やられているとは思うんですけども、日本ではそういったことを考えないのかということと。

あと、特に淀川とかだったら、これは上流で氾濫さえしてもらえば下流への負荷が少ないとも書いてあるんですから、そしたら先ほど言った堤防の破堤の話も大分変わると思うんですけども、そこら辺について、その政策的に土地利用を何とかして減災にするという方向性はないんですかね。私は魚の視点からは氾濫原があった方がいいので、氾濫原を広げてもらいたいんですけども。お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。水野委員のおっしゃっているその氾濫原という意味は、恐らくその湿地が広がっているというか、それで例えば田んぼなり畑なりで利用されているような、そういうエリア。

○水野委員

そうですね、自然地形のところで大きい降雨があったときに水につかってしまうようなところ、通常は普通の人たちは、普通私たちは田んぼで使ったりとか、ある程度使ってはいますけれども、災害というか非常に洪水があったときには土地の形態が変わったり、それが自然地形でちゃんとなっているようなところが、それは実をいうと生物多様性にとって非常に重要な場所でもあるということと。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

はい。という意味だと思うんですが、淀川においてですね、氾濫原と言ってしまいますと、現在その人家がもうそれこそ密集しているところがまさに氾濫原でして、その氾濫原をできるだけ狭くして、つまり氾濫をしないように堤防で押し込めて、もともとの氾濫原のところにたくさん人が住

んでいるという、今、淀川下流域の状況なんですね。

ですから、まだもちろん上流域にそういうところは残っていますから、そちらで。

#### ○水野委員

そうですね、亀岡とか、例えば亀岡とかはアユモドキの生息地ですし、あと琵琶湖のこの浸水の予定のところは魚類分布でコイ・フナのところのディストリビューションが非常に濃いところでもあるので、そこら辺について、これは総合的な判断からいって、その氾濫原として残すという判断はできないものなんですかねという、そういうのを。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

現時点でそういうところについて、全部安全にしますというふうにはもちろんここでは言い切っているわけではありません。

今ここで言っているのは、まさにその人家があって、非常に危険性の高いところについて、少なくとも戦後最大までは安全にしましょうと言っているところですので、当然そのおっしゃっているような氾濫原のところについての対策というのは、この水害に強い地域づくり等の中でも議論していくということにはなっています。

それと1つ申し上げておかないといけないなと思っていますのは、もちろん超過洪水対策は、いろんな洪水が来るわけですから考えていかないといけないという中で、先ほどもちょっと説明ありましたが、平成16年の台風23号のときに桂川が本当に危ないところまで来たわけです。上流の嵐山のところは確かにちょっと浸水はしたのですけれども、私自身、当時も所長をしていましたので、一番心配だったのが先ほど来出ています羽東師のところ。当時、実はその危険水位という設定はしていなくて、いわゆるその計画高水位を超える、超えない、もう超えてしまった、どんどん雨が降ってまだこれは水位が上がるかな、どうしよう。もちろん市町村には話はしているんですけども、住民の方々にどこまでどう情報を出していいかと、まだ私も相当未熟でしたので、当時の反省も踏まえてですね。

やっぱり物すごく恐いんですね。現在でも。だから、そこは、何とかちょっとでも安全度を上げたいという思いは私自身強く持っていて。それはこの整備計画の中で何とかしたいという気持ちはございますので。

ちょっとそれだけ、すいません、申し上げておきたいと思います。

#### ○宮本委員長

そしたら、では川上委員、どうぞ。

## ○川上委員

川上です。きょう、河川管理者が用意されたこの資料の1ページの下の「いかなる洪水でも被害を軽減させる」、その上には「いついかなる規模の洪水が発生するか分からない」と書いてあるのを見てですね、ええっ、これは原案と全然違うじゃないと。原案の中にこんな言葉は書いてありませんか。

原案の47ページの「治水・防災」のところに、「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることができるよう、1) 自分で守る、2) みんなで守る、3) 地域で守ることを念頭に危機管理体制の構築を図る」と。いかなる洪水でも被害を軽減させるためには危機管理体制の構築を図るんだなと。しかし、資料の次のページの下のところ、ハード対策は計画規模で、「計画規模の洪水に対して万全にする」、「淀川本川は」「計画高水位以下で安全に流下」させる。何かちょっと、いかなる洪水というのはソフト対策とハード対策とで何か考え方が違うのかなと。そんなふうな違和感を受けたんですね。

流域委員会ではこれまでの意見の中で共通の認識として持っていたのは、いかなる洪水でも壊滅的な被害を回避させるとか、あるいは軽減させるとか、そういうことを実現するために、超過洪水を想定して越水対策を、堤防の越水対策をぜひやらなければいけない、やる必要があるということ強く言ってきたわけですけども、きょうのご説明の中では、堤防強化対策というのは、浸透対策と洗掘対策ということしかやはり挙げられていない。そうすると、いかなる洪水でもとか超過洪水というものに対する考え方や対策というのを河川管理者はどう考えているんだということが見えてこないということは、今までの議論の中でもあったと思うんです。

もう1つは、上下流バランスというのは何のバランスなのかなと。どうも河川管理者がおっしゃっているのは水量のバランスであって、上流の住民、下流の住民の安全とか、それからある意味利益とかですね、福利といいますか、そういうバランスの意味がもう一つよくわからない。

原案の1ページには、「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図る」、こういう理念が書いてあるわけですけども、きょうのご説明をずうっと聞いていると、以前の河川管理者の考え方とちっとも変わらないなと。結局、何か上流の犠牲の上に下流の安全を図るといふふうに考えていらっしゃるのかなというふうに、私ははっきりとこの上下流バランスという考え方がよくわからない。どなたか上下流バランスについて、委員の方々でも会場の方でも結構ですけども、はっきりと理解して説明できる方がいらっしゃるでしょうか、本当に。

その辺もっとわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○宮本委員長

はい。もうこれ最後ね、最後お願いします。

時間が4時半は無理なんで超過しますけれども、ちょっとだけ。よろしいですか。それでよければ、どうしても質問したいということならどうぞ。

○池野委員

池野です。やはり公共投資がどこまでもできるということはだれも思っていない。したがって、明確にここまですることができる。ただし災害は、今言うたようにいろんな状況が起こるはずだから、公共投資で責任を持つ範囲とそれ以外の被害をどういうふうなことでやるのかという、何か分けて明確に説明していただいた方がいろんな意味でよくわかるのに、何か責任論を引きずるから、どう言うのか、奥歯に物が挟まったような言い方になるのかなという気はしておるんですけどね。

ただし、あらゆる洪水に対してはどうすべきか、河田先生がおっしゃったような議論が、多分投資にもはね返ってくると思うんですけども。そんな気がしております。

○宮本委員長

質問ということでやってくださいね。

○本多委員

私は河川管理者の検討する、その姿勢というものについてちょっとお伺いをしたいと思うんですね。それは何かといいますと、今回、桂川というものが1つ大きく取り上げられてきて、大戸川の復活にもつながってきたのかもしれないけれども、私はその効果というものについて非常に疑問を持っているんですね。

箕面でも以前、箕面川にすごい雨が降って、子供たちを救出するために消防が出たという話がありましたけれども、すぐ数km上の箕面ダムでは全然雨が降ってなかったと。そんな状況もある中で、果たしてこの大戸川ダムが今みたいに環境が随分変わって雨の降り方が変わる中で効果があるのかと。果たしてそのダムを検討するときに、我々が提言したような内容を、代替案を考えるという、今、河田先生が巨椋池跡を遊水地にしてはどうかというようなことも含めて、やっぱり一番問題となるその枚方の部分でどうしたらいいのかという代替案を、以前は一緒になって随分いろんな、没になる案も含めて出して検討してきたと思うんですね。ところが、今回はもういきなり、こういう結果だからこれが要りますというように出てきた。

その河川管理者の検討の姿勢というものが、我々と一緒に代替案を検討しようという、その提言の趣旨に沿って頑張っていこうという姿勢から後退したのではないのかなというような懸念を持つわけですけど、その辺はどうなのでしょう。これからまだまだ一緒に、巨椋池の遊水地化も含め

て、代替案をいろいろ出して検討していこうと、そんな姿勢をお持ちなんですか。

○宮本委員長

では、質問にお答えください。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。もちろん、この原案をお出しをさせていただいて、この流域委員会の場でもいろいろこういうご意見をちょうだいし、それから住民の方々、それからそれぞれ自治体の長の方々にもご意見をいただいて、これをさらに充実させていこうというのがこの姿勢でございますので。そういう意味でその姿勢が変わったかと言われると、それは全く変わっておりません。

○宮本委員長

そしたらなぜ代替案を、今回の説明では出てないの。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

きょうの段階では、ですからその原案の基本的な考え方をずっと説明をさせていただいたという中で、それぞれもちろん、代替案については検討していますので。それについてはまた説明させていただくということで。

きょう、そういう意味では、だから全部がご説明し切れているかという先ほどのまた質問になってくるかもしれないですけども。

○本多委員

ということは、何らかのその対応が要りますよということであって、ダムだという結論ではないわけですね。それをこれから一緒に検討した結果どうなるかということはあるかと思えますけれども、何でそれが、今、宮本委員長もおっしゃったように、代替案も含めてこういうものが要りますよという検討になってなかったかと、いきなりダムだけしか出てこなかったかというのは非常に疑問に思っています。

○宮本委員長

では、それはまた出てくるということですので。

では、澤井委員、どうぞ。

○澤井委員

澤井です。きょう聞かせてもらった治水対策は、ある一定の外力を想定して、そのときに溢水させないということが前提になっているように受け取ったんですね。

それがなぜそういうふうの設定されたのかというのを想像すると、現在の堤防では溢水すれば破堤をするということが予想されるということで、現にその設定したものの2倍の規模のものが来た



ときにどのぐらいの被害が発生するかということをシミュレーションしておられるわけですね。壊滅的な被害を受けるから破堤させてはならない、そのためには溢水させてはならないという論理でこういうふうな全体の計画ができているんだと思うんですけども。

溢水しても切れない堤防というのは、全区間をそういうふうにしよというのは大変な費用と時間がかかるんだと思いますけれども、ある限定された区間だったらそういうことは技術的に可能だと思うんですね。現に国土交通省はスーパー堤防の構想を発表しておられるし、進めておられるわけですね。

ところが、今やっておられるスーパー堤防だったら、その部分は非常にしっかりしますけれども、逆にそれをやってないところは相対的に弱くなるということになるわけですね。そうではなくて、例えばスーパー堤防、切れない堤防で高さを低くするというようなことを想定すれば、そこはあふれやすくなるわけですけども、切れにくくなるわけですね。それによって全体のその被害が軽減できるのかどうか、その辺をちょっと知りたいなと思うんですけどね。

今は越水すれば破堤するという想定で、この被害額があるいは浸水面積が計算されていますが、そうではなくて、溢水するだけで破堤しない場合にどういう被害が想定されるのか、それは検討はされているのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。きょうは何カ所かのところで、もしここで堤防が切れたらというのは出させていただいています、越水だけして堤防が切れない場合にこの被害がどう変わるか、これもどれぐらいの規模を考えるかにもまたよってくるのですが、それは現時点で計算が全部できているというわけではありません。ですので、今後検討に必要ということであれば、これからの作業になりますけれども、お出しさせていただくということで考えていきたいと思います。

○河田委員

いいですか。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○河田委員

具体的にいろいろ申し上げますけれども、例えば亀岡の問題。これは例えば京都府がこれから改修するとしますよね。そしたら治水安全度が上がるじゃないですか。そしたら、そこが宅地開発される見込みはないんですか。

ですから、やっぱりその時点でまた開発が進むと、これを上回る雨が降ったらまたつかりますよ

ね。そしたらまた対策を打たなければいけませんよね。そうすると、例えば行政でやる治水の問題と、そこに進出する、新しく住まれる方の住宅の建てようというのをコントロールすることはできるじゃないですか。

例えば、高知県の仁淀川の流域に波介川という川があって、そこに伊野町（いの町）という土佐半紙、和紙をつくっているところがあるんですけども、そこへ行きますと、1階は全部ピロティーなんですよ。というのは、しょっちゅう水につかりますのでね、家をつくる、あるいはアパートをつくるといっても1階は全部ピロティーになって、ガレージなんですよ。水につからないようになっていると。町役場で聞くと、行政が指導しているのかというとそうではなくて、住民がここは水によくつきやすいところだから家を建てるときは1階はだめよと、こういうことでやっているというんですよ。これはまさに自助ですよ。

ここで書いている自助は、これは自助じゃないんだよね。ということは、これからも例えば亀岡だって京都にこれだけ近くなってきたらどんどん人口がふえる可能性がある。それでも治水安全度をあるレベル以上にしようとする住民の協力が要りますよね。そうすると、そういうことを最初に亀岡市と協議をしておかないと、京都府が責任を持ってやるというのは、それは法律上はそうなっているじゃないですか、河川については。市は何にも関係ないですよ。だから、家がふえたら当然下水もふえるし、要するに出水の圧力はふえてくるじゃないですか。そこには手は、河川管理者は手をつけることはできないとなると、また治水安全度の問題が50年先に出てきますよね。

そのところを計画できちっと押さえていただけないかと。そこまで実は考えてないと思うんですよ。そこが実はこの治水の問題が後年的に非常に、いつも抱えている問題につながってくるので。そういう努力の積み重ねが流域でいろいろあったら、そういう問題はかなり低減される。そのスタンスをやっぱり国として持っていただきたい。

特に地方分権になってきて、これから府県とか市町村が頑張っていただかなければいけないのに、だんだんややこしくなってますよね。ややこしいところを国にやれと押しつけてますよね、これ。ダムをつくるなんていうのは。府県でやればいいじゃないですか。だけどこれを国がやれというのは、まさに自分たちがやりたくないから国に押しつけているところが随分あると思うんですよ。

だから、そのところは、やっぱりそこに活動する人たちが真剣に考えていただかないと、必ず、ずっと続く。だから、やっぱり治水安全度の問題は自助努力として、例えば宿命の土地はいろんなところがあるわけですよ。歴史的にね。そのような抜本的に改定することの方がむしろおこがましいのであって。

そしたら、例えば床下浸水ぐらい我慢するという、こういう生活は当然あってしかるべきだと思うんですよ。そんなの大阪市内とその山の中と同じ治水安全度だったら、そんなばかな話はないのでね。そこら辺の公正公平というものを国としてどう考えるかを出していただかないと、この議論は堂々めぐりになる。そこが僕のポイントですよ。

○宮本委員長

ありがとうございました。そしたらもう、委員の質疑は一応これで終わらせてもらいます。

それで、今回は環境をやることになっています。その次の9月19日の委員会でもう一回この治水についての質疑応答をしますので、委員の皆さん方は1週間、12日までにきょうのご説明に対する質問、意見はまだこれから何ぼでも言う機会がありますので、質問をこの12日までに庶務の方に出してください。それを河川管理者の方が見て、19日にお答えになるという格好で進めたいというふうに思います。19日のときには「ああ、よくわかった」と皆さん方が言うぐらいに、きちっとした説明責任を果たしてください。お願いします。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

それでは、済みません、待たせまして。一般傍聴の方のご意見を伺います。若干、もう4時半ですけれども20分程度とらせてもらいますので、質問、意見のある方、手を挙げてください。そちらが8、こちらはないですか。あつ、ありますか。では、9名ね。

そしたら、1つだけお願いしますけれども、できるだけきょうのテーマに即した意見なりご質問をぜひお願いします。

そしたら、藪田さんの方からどうぞ。

○傍聴者（藪田）

宇治・世界遺産を守る会の藪田と申します。先日宮本委員長の方から現状と課題について意見を述べよと言われたので、宇治川の現状と課題についてレポートしていますので、それを見てください。

そこの中のポイントは、この間の天ヶ瀬ダム再開発の河川整備改修工事によって宇治川の景観と環境が破壊されているという問題を指摘しています。当然今回の河川整備計画の中ではこの修復を図る必要があるという問題と、堤防問題、それから魚類の減少問題に触れていますので、それは意見の782で書いていますので見てください。

それで、それに沿って、どういう検討をしてほしいかということで、意見の784で書いています。当然そこでは塔の島の、あるいは橘島の改善の問題と、それからポイントは塔の島の流下能力を邪

魔している、これは国土交通省が工事でつくられたものですが、塔の川の締切堤、それから天ヶ瀬吊り橋から塔の川への導水管の撤去、それから亀石の遊歩道の撤去、この3つを必ず検討してもらいたい。これはもう既に委員会で流下能力を邪魔しているということで検討しなさいという意見が出ているものですが、河川管理者はちょっと抵抗されています。それから、水生生物の環境修復なども含んでいると。

それで、きょうの私が言いたいポイントはそこの2番目のところで、塔の島の流下能力の問題についての検討なんですけれども、私たちは $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 以下も検討しなさいということをおの間ずっと言ってきて、塔の島検討委員会でも言われているんですけれども、河川管理者がその検討を拒否しています。それで、もう少し弾力的な対応をする必要があると。私はここであえて $1,200\text{m}^3/\text{s}$ の検討をとということを提示しています。これは、先ほどの話でいけば、戦後最大の洪水である昭和28年13号台風は、これは $1,100\text{m}^3/\text{s}$ なんですね。だから、 $1,200\text{m}^3/\text{s}$ であれば当然対応できるという問題です。

それで、なぜ $1,500\text{m}^3/\text{s}$ が出るかといえば、これは琵琶湖の後期放流の問題なんです。ですから、私たちは治水と、それから景観問題の交差点は $1,200\text{m}^3/\text{s}$ じゃないかという思いがあるので、ぜひこれは検討に値するというぐあいに思いますので、よろしくお願ひしたい。それだけです。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、次、荻野さんどうぞ。

#### ○傍聴者（荻野）

前委員の荻野でございます。No.781に私の質問書を書いておりますので、ちょっとこれに沿って、本日の治水問題について質問させていただきたいと思ひます。

781-1/1でございますが、この中の3のところに、治水についてということでご質問を書いておひます。これまで洪水あるいは洪水エネルギーを高い堤防によって川に押し込めてきました。堤防破堤の壊滅的な危険性を高めてきましたが、委員会ではそもそもこの委員会のスタートが破堤輪廻からの脱却ということをおテーマにいたしまして、新しい治水対策、すなわち土地利用と一体となった洪水を、流域で受けとめる流域治水を検討して、この筋で我々の考え方をまとめつつあったわけなんです。

これは、先ほど何回も出てきておひますが、基礎案の骨格になったものがございます。いわば私たちの家族や子供や孫たちの生命に直接かかわること、これは単に30年という問題だけではなくて、さらにそれはステップ、100年、200年かけて治水対策をどういう方向でどういうふうにおやっっていくかというふうなことを考える一番もとになる考え方でありまますから、治水対策については抜本的に

今までの計画高水あるいは基本高水のようなものを考え直すのではないかというふうにしてきたわけでありませう。

それで、今ご議論いただいております原案におきましては、この6年間につくり上げられました河川管理者とのある種共通の思いをほとんど省みられることなく、何かやぶからぼうに戦後最大洪水、これは後述の200分の1洪水をダムに置きかえて方向性を何か変えたような感じになっておりますが、ほとんど今までの議論を踏襲といいますか、考えられていないように感じられました。

このやり方をいきますと、洪水エネルギーの川への集中増大、あるいは破堤時の洪水エネルギーの破壊的な放出、危険性はますます大きくなって、その結果は人命を失わせないというよりは、減災という方向ではなくて、むしろ増災につながってしまうのではないのでしょうか。こんなふうにかかせてもらいました。

4のところに書いていますが、河川管理者におきましては、これまで6年間、500回以上の委員会・部会・検討会等々で練り上げてきた、治水も利水もでございますが、これまでの河川管理者との共通の思いをもう一度よく見ていただきたいと思っております。このように、そういうものを全部ぽきっと折ってしまつて新たに原案という格好で進められるのは、どうもよろしくないのではないかなと思っております。1のところに少し書きましたけれども、新しい河川法に基づきまして、河川整備計画の案の作成段階から学識経験者の意見を聞くと。これも、ただ個人的に意見を聞くのではなく、委員会を設けて意見を聞くということでもあります。

1次・2次の委員会におきましては、相当膨大なボリュームの審議をしてきて、ある一定の考え方なり方針を出してきたつもりです。この1次・2次、あるいは今までの審議の経過あるいは審議過程を重く受けとめて、河川法のこの第16条の2項並びに淀川流域委員会規程に基づきまして、もう一度考え方をはっきりしていただきたいと思っております。

今般出された原案がこれまで6年間の積み上げの審議内容に沿ったものかどうか、もう一度委員会として一定の判断を下していただきたいというふうに思っております。

ということで、私の方の意見でございます。

#### ○宮本委員長

ありがとうございました。では、そのお隣、お願いします。

#### ○傍聴者（酒井）

京都の桂川流域の住民の酒井です。冒頭から原案説明を含めて、国の審議会淀川水系河川整備分科会、基本方針検討小委員会の中でも桂川、桂川と、話題沸騰です。私も、この審議について、以前に意見書も提出しております。傍聴参加して、意見も述べております。

今回もいろいろ意見を述べて実態的にどうなんだということも言ってます。それを読んでいただいたら結構です。

国の20年度度予算になるんですかね、今、国交省河川局は、予算獲得に向けて全国の河川で同じような審議内容で、基本方針作成、確定を進めています。全国の関係水系基本方針検討小委員会、近藤委員長のもとで国の方針を確定し、平成20年度 国交省関係予算概算要求金額を積み上げております。このような流れの中にあります。今も議論のありましたように公共事業の3%削減を撤廃し、何とか中央突破を図りたいというふうに思っておるわけです。いかんせん国交省の方針は、財務省の財政建て直し方針に押さえられて、多分、安倍内閣で削減されるでしょう。それでも、いろいろな手を変え、やりかたを変えて来ると思います。農水の問題しかり、森林、緑の問題、林野の問題しかり、新聞紙上、メディアでにぎわっています。これはまさに官僚が既得権確保のため、今もがいている最中なんです。何とか今までの官僚体制を維持しようという表れです。この辺をしっかりとつかんでいただいて、議論をしていただかないといけません。個々の問題を、延々とやって、これらを議論していても無駄です。

まず、淀川水系河川整備基本方針の撤回を国に求めて下さい。民意は別にあります。今日の委員長の采配でも、一人も原案賛同者はおらんでしょう。河川管理者の中でおらんでしょう、勇気があって意見を申し述べる人が。もう結論が出ています。国の小委員会、分科会に近畿地方整備局河川整備原案、基本方針を撤回し、審議会に差し戻しをして下さい。

以上です。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、次、お願いします。

#### ○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。前回の整備局の説明、淀川水系の現状と課題も、飛ばし流しでわかりにくくてほとんど理解できませんでしたが、きょうの治水に関するこの説明も非常にわかりにくく、まあ印象的には、いわゆる淀川下流の流下能力を挙げて、その水量のいろんな差し引きで、結局大戸川ダムと川上ダムの整備が必要だと言っていることぐらいかな、感じられたのは。

しかし、例えば川上ダムのことですけれども、19ページに4. 3. 3「岩倉峡上流部の自然状態と河道改修後及び川上ダム整備後の比較」という表、この中で、岩倉地点で川上ダムが整備された後は、結局遊水地外周堤整備後ときより $200\text{m}^3/\text{s}$ 下がるということがハイドロでは出ており、その21ページの4. 3. 3「戦後最大洪水対応（川上ダムの整備）」では、枚方地点で川上ダムの整備後に $400\text{m}^3/\text{s}$ の差があるとなっていますよね。

こんなものね、どこでもですけれども、場所が全然違って、60km、70kmも離れたところへ、ダム貯水によるピーク流量低減の働きがふえていくんですか。逆でしょう。河動貯留効果があって、もうほとんど考えてみたらゼロに近い、そういうものですよ。こういうような数値、定量的にちゃんと検討もしないで、これはもう慌ててつくっている資料というような感を否めません。私たちは効率性とかそんなもので慌てて審議をしてもらいたくない。つまり、「確実性を確かにしてもらって計画を選んでもらう」。そういうことを望んでおりますが、やっぱりこのわかりにくいことは、整備局自身が特に急ぎ過ぎているんですよ。だけど、予算のことはまたその後に回してもいいではないですか。しっかりと審議をしてもらうように「説明に内容も整え」てください。わかりやすく解説してください。

以上です。

○宮本委員長

ありがとうございました。では、次は、横の人、はい。

○傍聴者（増田）

箕面から参りました市会議員の増田京子です。きょうは猪名川のことが議論されないので発言をどうしようかと思いましたが、やはりちょっときょうの説明の中で、私は2001年4月、一番最初猪名川部会を傍聴したんですけれども、何かそのときにタイムスリップしたみたいなような説明だったなと思っていろいろ考えてましたら、やはりその、また200分の1が出てきたというところかなと思います。

今、荻野前委員も6年間の積み上げがされているものになっているのかどうかというのがありましたけれども、私もそれを強く思いますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思います。

その件について触れたいんですが、その前に。やはり、一番最初、私、橋爪さんの辞退の件に関してやっぱり触れておかないといけないと思うんです。なぜかといいますと、7月31日でしたか、多分そのときに発表されていると思うんですけど、その時点で、今多分彼がどうしてきょう辞退されたかというのは、皆さん新聞で御存じのように、市長選に出るとか出ないとかいう話ですけど、そのころにはほぼわかってたと思うんですよ。一月ちょっとしかたってませんからね。ですから、そういうときに、まず、ご本人がやっぱり私は辞退すべきだったろうと思うんですけれども、こういう事態になったということは、非常に私は残念に思っています。

それで、だれか河川管理者が選ぶということを今おっしゃったように思うんですけど、それでいいのかどうかということも、これはそういうことは一切なしにきょう話を始められましたけれど、やっぱり検討はしていただきたいということと、もしきょうその辞退されていることを委員会が認

めなかったら、きょうの委員会は成立してないのではないかなと思うんですね。過半数になってませんよ。ですから、本当は本来、済みません委員長、それは確認すべきやったと思います。そういうことで、私は、でもそれ以上にこの内容を早いところ議論していかなければいけないという委員長の思いだろうと思いますので、それはよしとするんですけども、やはり押さえるべきところは押さえていただきたいと思います。

そして、もう一回最後に、戻りますけれども、きょう河田委員がすごくいい発言を、一番最初にも治水安全度が高まれば開発が進むと言われてましたけど、これも6年間の中でさんざん言われてきましたし、私も言ってきました。

だから、今最後亀岡の例を出されましたけれども、河川管理者だけではもう治水はできないということもさんざんこの6年間言ってきたはずですけども、それがまた検証されてなかったということが、きょうの河田委員の発言で、改めて、私、浮き彫りになったと思うんです。

余野川ダムの関係での狭窄部の、銀橋狭窄部のところなんか、人家が張りついているとかというところも、やはりそういうところに知らない間に住みついてしまったというところがあるんですけども、本当にここはそういうあふれるところなのかあふれないところなのかということをやんと調べた上でどんな家を建てればいいのかという。自助・共助・公助の話がありましたけれども、それは一つの情報公開だと思うんですけども、やはり土地が高く売れるということで、そういうことを言ってしまうと売れないからというのがあるんですけど、そういう、やっぱり生活の仕方、暮らし方を変えていかなければ、治水というのはできないですよということを、これは6年間さんざん言われてきたことだと思います。

またそれを繰り返すんですかという思いをしましたので、もうそういうことをきちっと精査した上で、やはり次の議論に、ステップに進んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。次は。お二人なんですか。そしたら、今本先生、済みません、どうぞ。

#### ○傍聴者（今本）

今も、お話にありましたけれども、委員が辞任した場合に、それをどうするかという委員会の手続についてですが、きょうの河川管理者は出過ぎていると思います。委員会が委員を補充するかどうかを決めて、それを任命するのは河川管理者であります。このことを一度河川管理者はよく知っておいていただきたい。河川管理者の皆さん方は委員ではなく単なる説明員なんです。委員から質問があったときに答えるだけで、委員会への提案権はないんです。このことはよく心得ていただき



たいと思います。

それから、きょうの井上さんの説明ですけど、先ほどからいろいろと言われますけど、私は非常によくわかりました。納得はできませんけれども、こういう考え方でやっているんだなということは、これだけの内容をあれだけの時間で説明されたのには、私は非常に感心してます。

ただ、委員の人にもお願いしたいんですけども、例えば流量がいろいろと出てきてます。淀川本川は1万を越える流量です。それに対して、改修によって変化する流量は数百 $m^3/s$ です。流量というものにどれだけの信頼性があるのか、1万何 $m^3/s$ という場合の数値の信頼性に3けたあるのか、恐らく2けたぐらいだと思うんです。そういう中での100 $m^3/s$ を争うわけですから、よほどしっかりと数値的に検討してもらわないといけない。

特に計画高水位という言葉になりますと、先ほど澤井さんが越水で堤防が破堤と言われてましたけれども、河川管理者が想定するのは、あなたは2次の委員会からおられるのに間違ってます。HWL切れるというのが河川管理者の想定です。越水はHWL以上ですので河川管理者は想定していません。つまり、HWLで破堤するとしています。

そういうことになりますと、HWLというのは非常に重要な値になるわけです。この値がどういうことを根拠に計算されてきているのか、私は河川管理者がうそを言うとかそういう意味ではなく、この計算の根拠にかなりのあいまいさがある、そういうあいまいな中での議論のうちに何百億、何千億という金をかけた事業をしようとしている。それだけに、しっかりと議論してもらわないといけないと思います。

例えば、計画高水位にしても、河川管理者がこの値はこうですと言われても、それが本当に正しいのかどうかというチェックが必要です。そのバックデータも示していただきたいんです。委員にそれをチェックせよというのは酷かもわかりませんが、もしやる気があったらやるぞという意気込みを見せてもらいたい。バックデータを示すということになると、そうあやふやな数値は出せないはずですよ。そういう意味で、ぜひ出していただきたい。

これから審議は佳境に入るわけですけども、戦後最大がいいのかどうか。この委員会がこれまでの委員会と最も大きく違っているのは、対象洪水を設定するかしないかということだと思います。これまでの委員会ではいかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を避けようということで、基本高水だとか計画高水位という言葉は出てきてなかったわけです。どうしても計画高水位のことを言いたい場合には、天端高引く余裕高という言い方で対処していたのが、この1月までの委員会です。

今回突如として大手を振って計画高水位あるいは計画高水流量ということが、あるいは対象洪水を戦後最大にするんだということが出てきています。この辺の変化のところも委員の方はぜひしっ

かりと議論していただきたいと思います。

以上です。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、どうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。私はいわゆる下流の住民です。この原案を見て、私はこんな河川整備計画のために委員として協力してきたのかと絶望的な気持ちです。上下流のバランスという名のもとに明らかに中流・上流に対する対策の方が手厚くて、下流に対する対策が浸透・侵食に対する堤防補強しかないじゃありませんか。

スーパー堤防はできる場所にしかできないんです。人口の密集した普通の下流の地域でスーパー堤防ができますか。流域対応は一体どこに行ったんですか。この原案でさっきからしきりに説明されているのは、単なる数合わせです。基本高水をクリアしたら治水は解決するんですか。こんな計画のために6年やってきたんですか。

下流の住民が、全国の下流の住民が今不安におののいています。この数年に大水害に遭ったのはすべて下流じゃありませんか。なぜ越水に対する対策を真剣に考えてくださらないんですか。河川整備計画で、30年でまず一番に最優先にやっていただきたいのは越水に対する堤防補強です。

お願いします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。では、そちら。はい、どうぞ。

○傍聴者（橋本・大阪市）

大阪市北区に住まいしています橋本と申します。私は中津コーポに20年住まいしてまして、あの中津コーポというのは中津にあるんですけども、淀川左岸線にかなり感心を持っておったところなんです。それでちょっと、大阪市民としてちょっと不安だな、大丈夫かなという点があるんです。

それは、この委員会の56回目だと思うんですけども、淀川左岸線というのがあって。これは、此花区高見1丁目から北区の豊崎6丁目、4.2km、淀川左岸の堤防にコンクリート構造物をつくって、4.2kmの間にそれを埋めて自動車を上下走らせると。それで、どうしても排ガスが出ますので、排気口を5基、これが40mとか50mぐらいになるんですね。そういうものが実際に河川管理者として容認されるものなのかどうか。

それから、私は阪神大震災のときに淀川の河口部を見に行きました。そしたら、コンクリートできている堤防、右岸も左岸もずたずたに破壊してました。それで、そういう構造物を通して、河

田先生が指摘されているように、南海震災があったら震度5とか6とかの地震が起きる可能性がある。それに対して十分大丈夫なのかと。これはやっぱり河川管理者の方が、ああそういう話はあると、これは大丈夫ですと、委員の先生方もこれは心配要りませんよということなのか、その辺をぜひ議論していただきたいなど。どこかでこの問題を取り上げていただきたいと。きょう今すぐに回答せよとは申しませんが、それだけ1つお願いしたいと思います。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。こちらでもう1人だけおられましたよね、どうぞ。

○傍聴者(橋本・城陽市)

私は木津川の沿川に住んでおります、沿川の城陽市の橋本と申します。私の質問は幼稚で申しわけございませんが、きょうの説明の中で浸水想定をするときの数値は、昭和28年9月の台風13号をもとにして想定されており、琵琶湖の場合には明治29年の洪水をもって想定されておるとい、こういう違いがあることと、それから、流下能力といいますか、流下量の計算にあつては、この場合外力条件とか計算条件と両方使われておられますが、昭和47年の台風20号の1.53倍というようなことで数値を出しておられる。それで、最後に、大戸川ダムが整備されると、昭和28年の台風の1.18倍の雨量に対してこうなりますという数値で計算されておられる。どうしてこのように分けてやられるのかちょっとわからないので、また機会があれば教えていただきたい。

それから、堤防の補強断面という簡単な、この場合は仕方ないと思いますが、図示されておりますが、以前にハイブリッド堤防でないとい越水する前に堤防が破堤してしまうというようなお話になっておりましたが、そのようなことが以来消えてしまっているようにも思うんですが、裏で検討されておられるようであれば、時期を見てご発表いただきたいと、このように考えております。

以上です。ありがとうございました。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、恐らくまだ傍聴の方々もいろんな質問があろうかと思うんです。それで、委員については1週間後に庶務の方に質問を出してくださいと先ほど申し上げましたけれども、きょうの傍聴の皆さん、それからきょう来られてない住民の方々も質問があろうかと思しますので、質問について委員と同じように1週間後までに庶務の方に出してください。これは、委員だけが質問することじゃありませんので、当然住民の皆さん方も疑問点があったら出してもらいたいわけですので、1週間までに出していただきたいと思います。それを踏まえて来々週、19日ですか、治水の議論を再度したいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、あと、その他は何かありますか、庶務。

## 5. その他

### 1) 今後の委員会スケジュール

#### ○庶務（日本能率協会総研 前原）

今後の会議予定をご連絡させていただきます。その他資料をごらんください。今後の会議といたしましては、9月7日金曜日に第88回運営会議、9月11日火曜日に第60回委員会、9月19日水曜日に第61回及び第62回委員会、9月26日水曜日に第63回委員会がそれぞれ予定されております。

以上でございます。

#### ○宮本委員長

はい。では、以上で審議を終わりたいと思います。予定の時間を30分超過いたしましてまことに申しわけございませんでした。それでは、これで委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

## 6. 閉会

#### ○庶務（日本能率協会総研 近藤）

これにて第59回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

[午後 5時 2分 閉会]